

環境社会配慮助言委員会

第141回 全体会合

日時 2022年10月7日（金）14:00～17:16

場所 JICA本部 2階229会議室及びオンライン会議

（独）国際協力機構

助言委員

東 佳史	立命館大学政策科学部・大学院 教授
阿部 貴美子	実践女子大学人間社会学部 非常勤講師
阿部 直也	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 プロジェクト担当部長
貝増 匡俊	神戸女子大学 家政学部 家政学科 准教授
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
寺原 譲治	城西国際大学 観光学部 教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 フェロー

敬称略、五十音順

JICA

馬杉 学治	審査部 次長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
高橋 暁人	審査部 環境社会配慮審査課 課長
安村 幸太	民間連携事業部 海外投融資課 課長
小井手 聡太	南アジア部 南アジア第一課
佐藤 哲	社会基盤部 資源・エネルギーグループ第一チーム 課長

○小島 こちら審査部の小島です。

ちょっと時間は早いですが、いつもの注意事項だけ述べさせていただきます。

今日は委員の皆様全員リモートでの参加となります。ハウリングなどを防ぐために皆さんにミュートをかけさせていただいています。ご発言される際は挙手あるいは挙手機能を使用いただき、指名があった後ミュートを外してご発言ください。円滑にするためにできればカメラをオンにさせていただきたいんですけれども、ネット環境によってそれが障害になる場合は、カメラオフのままでも差し支えありません。

議事録を取っている関係で、発言される際は必ずお名乗りになってご発言いただくようお願いいたします。

時間の節約のために発言が終わったら「以上です」と述べていただくほか、誰に対する質問かもしおわかりになれば述べていただくと無用な遠慮の時間を防ぐことになると思います。JICA事務局なのかJICA事業部なのかわかりにくい場合は、もうJICAと言っていただければ私たちが適宜対応しますので、それで結構でございます。

なお、いつもと違う点なんですけれども、本日議題がたくさんございます。皆さんにおかれましては、これはJICAのほうもそうなんです、ご発言におかれましては、できるだけ端的に述べていただくよう、効率的な議事進行にご協力いただければと思います。

注意事項は以上でございます。

原嶋委員長、開会の挨拶をしていただければと思います。

○原嶋委員長 原嶋ですけれども、音声入っていますか。音声届いていますか。

○小島 よく聞こえます。

○原嶋委員長 それでは、改めまして原嶋です。よろしくお願いします。

JICA環境社会配慮助言委員会第141回全体会合を開催させていただきます。よろしくお願いします。

本日は、私の承知しているところでは15名の委員にご参加いただいております、6名がご欠席ということでございます。今、小島課長からありましたけれども、本日、従前に比べますとちょっと議題が多いので、それぞれのご発言をコンパクトにお願い申し上げます。

それでは、今お手元に資料が行き渡っていると思いますので、早速進めさせていただきます。

議事次第の第1の開会については今終わりましたので、続きまして、ワーキンググループのスケジュール確認ということでございます。

今お手元の資料の中で既に10月、11月についてはおおむねご了解いただいておりますけれども、12月についての日程が組まれておりますので、もし個別でご都合が悪いあるいは参加をしたいということであれば、後ほど事務局にご連絡いただければと思います。

ここで何か大きな点でご発言ありましたら頂戴いたしますので、サインを送ってください。

事務局のほうはいかがでしょう。

○小島 事務局からは特に追加の発言はございません。

○原嶋委員長 委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、また先ほど申し上げましたとおり個別の日程について変更の必要があれば、後ほど事

務局のほうにご連絡いただければと思います。よろしくお願いします。

続きまして、本日ワーキンググループの会合報告、助言文確定が1件ございます。ラオス国のモンスーン風力発電事業でございます。本件につきましては谷本委員に主査をお願いしておりますので、まずもって谷本主査よりご説明いただきたいと思います。谷本主査、聞こえますか。

○谷本委員 谷本です。聞こえております。

○原嶋委員長 よろしく申し上げます。

○谷本委員 それでは、ラオス国モンスーン風力発電事業のワーキンググループ会合の結果を報告します。

本件はラオスの東南部のセコン県及びアッタプー県において133基、総発電容量が600MWの風力発電所、そして、変電所、送電線を建設して同国とベトナムとの国境においてベトナム側の送電線に接続するという事業です。

ワーキンググループは9月30日、メンバーは石田委員、小椋委員、米田委員、そして、私の4名で行いました。本件は配付された資料が大量にありました。それにもかかわらず質問、コメントが45であったということです。

それでは、まとめられた5つの助言案、そして、論点2点ですね、これを説明したいと思います。

まず助言案ですが、全体事項として一つあります。これは別事業、同じ事業者が想定されておりますが、別事業の近隣の新規の風力発電計画について詳細を確認し、可能な範囲で本事業との累積影響を検討し、融資機関の一つであるADBと協議することということが1点目です。

次に2点目、環境配慮が2点あります。まず最初はベトナムを含めた近隣保護区の本事業との位置関係及び本事業におけるそれらの保護区の希少種や自然林等に対する影響について再度確認し、影響が認められる場合には、環境社会管理計画にのっとり生物多様性への影響緩和策が実施されることを確認すること、これが2点目です。

さらに3点目、同じような内容ですが、Biodiversity Action Planが提案された場合には、適切なオフセットプランになっているかどうか、その実現可能性を含めて確認し、不適切な場合には改善を実施機関に申し入れること、これが3点目です。

次に、社会配慮について2点あります。

4番目のポイントは、同じ事業にあって補償対象地域2か所によって果物の樹価に係る補償算定の考え方が相違している。その相違から補償単価に相当の違いが生じているということで、補償金算定の考え方を統一することが望ましいが、これら相違の背景を可能な範囲で確認するとともに、補償単価が市場価格に比して適正なものになっており、生計回復に支障を及ぼすような低廉な補償単価になっていないかどうかを確認すること。この補償単価が適正価格と判断されない場合には、補償単価の見直しを事業者に申し入れること、これが4点目です。

最後5点目ですが、森林にアクセス道路が通り風力発電タービンが建設されることにより、非木材林産物への影響が予想されているが、軽微な影響であるという理由でモニタリングの計画が設定されていない。これに対して、採集の担い手は女性であり、女性が担う生計への影響が予想されることから、工事中並びに供用時においても非木材林産物採集者からの聞き取りを主としたモニタリングを行うように申し入れること、これら5点が助言案になっております。

続きまして、論点のほうに移りたいと思います。よろしくお願いします。

続いて論点ですけれども、2点あります。

まず1点目は、送電線下の地役権に関する補償ということについてです。委員から発電事業における送電線下の土地に対する補償の在り方は、事業対象国の法制度や他のドナーのセーフガードポリシーにも確固たる補償方針がないことが多く、RAPにおいても様々な補償方針が策定されているが、必ずしも当該補償方針が十分とは言えないことから、今後、地役権設定に対する補償方針を整理すべきとの意見が出されました。

これに対してJICAから、JICAの環境ガイドラインでは相手国政府の法令や基準に沿って、また、世界銀行の環境社会ポリシー等の国際的な基準と大きな乖離がないことを前提にして、事業における損失の補償を確認しているという回答がありました。

続きまして、2点目のポイントです。助言委員会において事業効果の審査及び情報の提供についてということです。

環境社会影響が一定程度発生する以上、財務評価を含む事業効果は助言委員会において議論の対象とされるべき旨、委員から指摘がありました。これに対してJICAより、事業を行うに当たって審査にて財務評価を確認している一方、必ずしも環境社会配慮助言委員会における検討事項として付議はしていない。事業の採算性を含む事業効果は事業事前評価表等を通じて情報公開しているという旨の回答がありました。

以上が助言案5点と論点2点です。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ワーキンググループにご参加いただいた石田委員、小椋委員、そして、米田委員、補足・追加ありましたらご発言ください。

米田委員、聞こえますか。どうぞ。

○米田委員 少しだけ追加させてください。

本事業地はKBA等を含んでいて、ESIAの中でも本事業地が重要な生息地であるということを認めています。その上で、そこで事業を実施する条件がJICAにもありますけれども、このドナーの中心であるADBでもそういう同じような条件があって、それにのっとってやるということになっています。そのため、1番でADBという言葉が出てきていますが、ここしかないという条件で実施するはずなのに、すぐ隣で別の計画があるというようなことで1番の助言を出させていただいています。

また、重要な生息地、しかも、IBAを一つ丸ごと事業地の中に含んでいるというような状況なので、オフセットプランを作るという提案が出されています。ただ、その内容についていろいろ書かれてはいるんですが、具体的に実際にどうなるかについてはまだ全く未定のようなので、3番の助言を出させていただきました。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ほか、石田委員、小椋委員、よろしいでしょうか。

それでは、ほかの委員の皆様、助言文、そして、論点につきまして、とりわけ助言文につきましてコメントありましたら頂戴いたしますので、サインを送ってください。

1点だけ、1番の累積影響ですけれども、ガイドラインは累積的影響でしたか。高橋さん、確認し

てください。それだけです。

ほか。どうぞ。どなたでしょうか。阿部委員、どうぞ。

○阿部（直）委員 JICAの方に質問してもよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞ。

○阿部（直）委員 今見せてくださっている画面の3ポツのところで、不適切な場合は改善を事業者に申し入れることというふうに今回委員の皆様から助言があったわけですが、この海外投融资案件の場合に、事業者に申し入れるといった場合に具体的にどの立場の人とか、あるいはどの責任を持っている人に申し入れるということは事前に明確になっているのでしょうか。あるいは審査のプロセスで事業主体が特定目的会社あるいはそこに関わっている方々ですが、そういった方々と具体的に先方の責任のある、要するに事業者の責任者とのコンタクトあるいは協議というのは既にやられているのでしょうか。その点を伺いたいと思いました。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。JICAの側、安村さんでよろしいでしょうか。

○安村 JICA民間連携事業部、安村でございます。ご質問ありがとうございます。

○原嶋委員長 お願いします。

○安村 審査の中ではご理解のとおり、今回プロジェクトファイナンスという案件ですが、特別目的会社を作って事業を運営していく形になります。この特別目的会社が我々の融資の借入人となりますが、その意思決定をする人たちとは審査を通じて協議しておりますので、仮にこの助言の3ポツでいただいているBiodiversity Action Planの中でオフセットプランが不適切だということをお我々のほうでレビューして、申し入れの必要があれば借入人のしかるべき意思決定の権限を持つ方に我々と恐らく幹事行でありますアジア開発銀行と一緒に申し入れをする形になるかなというふうに考えております。

以上です。

○原嶋委員長 阿部委員、いかがでしょうか。

○阿部（直）委員 ご説明ありがとうございました。1点確認なんですが、既にどなたが事業主体の中、事業者の中で責任を持っていることは把握されているのでしょうか。

○原嶋委員長 安村さん、お願いしていいでしょうか。安村課長、お願いします。

○安村 こちらは確認をしておりますので、必要があれば申し入れをするということかなと思っております。

以上です。

○原嶋委員長 阿部委員、音が切れていると思います。

○阿部（直）委員 ご説明ありがとうございました。いわゆる一般の円借款事業で政府の機関が借入れの場合には窓口が明確になっているわけですが、こういったプロジェクトファイナンスの場合は事業主体が複数の組織に結果的に関わるということだと思いますので、その辺の申し入れるといっても立場が変わるとか責任者が変わることもあると思いますので、そういった連絡体制、協議体制、申し入れ体制を明確にしておくということが大事だと思いますし、同時にきちっとドキュメントを残すといったこともやられると思うんですが、その辺ももしこの検討会でこういうやり取りをしていますというのをご提示いただくと、より安心できるかなというふうに思った次第です。

ありがとうございました。以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 ありがとうございます。

論点の2についてちょっとよろしいでしょうか。論点2の趣旨というか、あるいはJICA側からの返答についてちょっと明確でないので確認させてください。事業評価はいろんな種類があつて、財務評価もその一つだと思うんですけども、JICAの古いガイドライン、それから、今回できた新しい、いずれもできるだけ経済評価を環境的な費用や便益も内部化しながらやりましょうというふうになって、経済評価のほうは財務評価よりもより助言委員会で関わるべきかなというふうに思っているんですけども、いろんな事前評価表がもう情報公開しているのというふうな回答がJICAさんから最後にあるんですけども、助言委員会ではどなたか委員が言われたように、どの評価をどこまで助言委員会で取り上げるか。特に経済評価、ガイドラインでやろうと言われているそれについてはどのぐらい助言委員会で取り上げるべきか、その辺ちょっとJICAの認識をお聞きしたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 JICAの側、審査部のほう、お願いしてよろしいでしょうか。

○高橋 審査部の高橋です。

ガイドラインでは、プロジェクトの代替案の検討について環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合は経済評価を付すと規定されております。事業効果の観点で経済評価について、環境社会配慮の側面からも確認が必要であるということをご指摘のとおりと思いますが、今回のワーキンググループで当初ご提案いただいた内容は借入人の財務評価、財務分析が前面に出た助言案になっていました。この部分については事業効果という観点で確認することは異論なく、また、それに関する情報公開も事前評価表等に対応しているということをご説明させていただいた次第です。

取り急ぎ以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 一通り理解をさせてもらったと思うんですけども、事業効果というか採算性という言葉が出てきて、採算性ということであれば本来の財務評価というあまり環境については関わらなくてもいいような評価の仕方ではないと思うんですけども、事が経済評価といった必要性に関わるような場合には、やっぱり環境面のことがかなりリンクしてくるので、だから、ガイドラインにもそのように書いてあるわけなので、財務評価、経済評価というふうなことを言う場合には、財務なのか経済かというところの仕切りはちゃんとしないと見誤ることがあるかなと思いますので、その辺、どうぞJICAさんもご注意いただけたらいいかなというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

高橋課長、どうぞ。

○高橋 高橋から付言させていただきます。例えば事業実施主体の財務評価に関して環境社会配慮

の面から詳しく確認をするというのは、必ずしも環境社会配慮助言委員会の議論する事項として中心にあるものでもないと思っていますが、長谷川委員ご指摘のとおり事業の経済性、事業効果という観点で確認することは異論ありません。ありがとうございました。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、助言文そのものについてはおおむねご理解いただけているというふうに感じておりますけれども、いかがでございましょうか。

高橋課長、先ほどお聞きした「累積影響」、「累積的影響」の表現振りについてももし確認が取ればお願いします。

○高橋 ガイドラインでは「累積的影響」になっておりますので、「累積的影響」にしたいと思います。

○原嶋委員長 谷本主査、いかがでしょうか。

○谷本委員 ガイドラインに従った書きぶりにしていただければと思います。「的」を入れていただけてありがたいです。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、重要な生息地を含んだセンシティブな案件ということで、その点も配慮して慎重に助言文を練っていただいておりますので、ワーキンググループでの成果を尊重させていただいて、若干一部言葉尻を変えましたけれども、おおむね谷本主査からご説明いただいた内容で助言文を確定させていきたいと思っています。

長谷川委員からご指摘の点、これはすごく難しい問題で、どこまで助言委員会が関与するかということと経済評価の取り扱いについては今後も宿題ということで議論していきたいと思っていますけれども、助言文について今一部、1か所だけ変えましたけれども、この形をもって確定をしたいと思っていますけれども、もしご意見ありましたらここで頂戴いたしますので、サインを送ってください。

安村課長さんからご意見ありますか。

○安村 私どもは特にございません。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 委員の皆様、いかがでしょうか。

それでは、助言文につきましては今画面に出ておりますけれども、1のところで「的」を入れて、ガイドラインと表現を合わせた上でワーキンググループで練っていただいた文案をもって助言委員会全体の助言ということで確定させていただきたいと思います。

最終的な確認になりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、これで確定させていただきますけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、論点の2番目は非常に大きな問題でございまして、長谷川委員は以前からこの分野のご専門で大変いろいろご意見をこれまでもいただいておりますので、今後もまたいろいろ案件ごとにご意見いただいた上で精査していきたいと思います。あと、高橋課長、環境レビュー方針がついておりますけれども、この扱いはどのようにいたしましょうか。高橋さんかな、よろしいでしょうか。個別でご説明いただくか、あるいは委員の気になった点についてコメントいただくか、高橋課長、いかがいたしましょうか。

恐らく今回確定した助言文を前提にレビュー方針を組んでいただいておりますけれども、高橋課長、いかがいたしましょうか。

○高橋 助言案については、恐らく本日ご参加の委員の皆様も含めご理解いただけていると思いますので、レビュー方針の説明は省略させていただければと思います。

○原嶋委員長 承知しました。

それでは、一応個別の説明については今お手元でご覧いただくということですが、もしここで環境レビュー方針の中で、一応先ほど確定した助言文を当てはめる形での整理をしていただいておりますけれども、もし問題点など感じられるところがありましたらご発言いただきますので、サインを送っていただけますでしょうか。

ページでは1ページから合計20ページございますけれども、ちょっと逐次のご説明はここでは省かせていただきますけれども、もしざっと見ていただいて大きな問題を感じるところがありましたらご指摘ください。よろしくお願いします。

それでは、特にないようですので、これをもちまして助言文を確定させていただいた上で本件の議論をここで締めくくりとさせていただきますけれども、いかがでしょうか。

それでは、一応本件はここで締めくくりとさせていただきます。どうもありがとうございました。谷本主査、どうもありがとうございました。安村さんもどうもありがとうございました。

続きまして、2番目の議題に進めさせていただきます。環境レビュー結果の報告ということで、ウズベキスタンのザラフシャン風力発電事業の海外融資の案件でございます。

それでは、ご担当の方、準備ができましたらご説明をお願いします。

○安村 画面も投映しておりますけれども、ウズベキスタン・ザラフシャン風力発電事業の助言に対します対応結果をご説明いたします。

番号1番のところでございますけれども、被影響建築物と影響評価地点の位置関係を把握し、適切な評価がなされていることを確認することという助言をいただいております。助言対応結果といたしましては、供用時の騒音及びシャドーフリッカーの影響評価は、居住実績のある建築物を対象に影響評価地点が設定されており、タービン近くの建築物でも居住実績がない二つの建物は評価対象外となったという点を確認してございます。

以下、騒音とシャドーフリッカーについて影響を整理しております。

騒音については居住実績のある11か所の建築物の場所におけます騒音について、モデリングにより評価を実施しております。その結果、全ての地点で国内騒音基準値及びIFCのEHSガイドライン値を下回っている、特段の緩和策は必要ないという点を確認しております。

2点目のシャドーフリッカーでございますけれども、こちらも居住実績のある11か所の建築物の場所におけるシャドーフリッカーの影響について、モニタリングにより評価を実施しております。日照時間等を考慮した場合、これらのレセプターにおきますIFC-EHSガイドライン（年間30時間）の基準というのは超過しないということを確認しております。シャドーフリッカーが生じ得る3つのタービンにつきましては、シャドーフリッカーモジュールを設置して自動停止するといったような装置を導入する対応を取る点も確認してございます。

2点目の助言でございますけれども、送電線に設置したマーカーが効果的ではないと判断された場合、太陽光発電つきの紫外線ライトを設置し、送電線を強調して衝突の低減を図るというふうに

なっている点につきまして、世界銀行のEHSガイドラインでは可能な限り人工光源を避けるべき、なぜなら人工光源には昆虫が集まる。その結果、捕食動物を誘引する可能性がある。光源利用の場合は、赤色あるいは白色の点滅光がベストというふうにされているので、こういった対策を補助的な緩和策として導入することの是非について、この案件の幹事行でありますIFCの専門家とも確認することという助言をいただいております。

こちらの対応結果でございますけれども、まず事業者によりまして、本事業で予定されている送電線の長さが非常に短いという形になっておりまして、現地の既存架空送電線における衝突事故というのは確認されていない。その結果、紫外線ライト導入の可能性自体がそもそも低いという形である点を確認しております。仮に供用時のモニタリングで紫外線ライトの導入が必要と判断された場合には、追加的に設置するという点を確認しております。仮に導入された場合も継続的にモニタリングを行いまして、鳥類やコウモリの死骸がより多く発見される場合には、その時点で最良と考えられる代替手段が取られるという点も確認しております。

この事業者の回答を踏まえましてIFCとも意見交換をしておりますけれども、IFCの見解としましては、ベースライン調査では保護の優先度が高い夜行性の種類の鳥類がサイトに存在する可能性は低いという点がまず事実としてございます。紫外線ライトの導入によりまして、コウモリなどの捕食動物を誘引して衝突を増加させる可能性があるという可能性は否定できないものの、万が一そういった保護の優先度が高い夜行性種が確認されて、それについて紫外線ライトが効果的であるというふうに判断された場合は、生物多様性における利益がリスクを上回るという理由で、紫外線ライトの導入を主張することは妥当と考えているといった見解を確認しております。

続きまして、3点目のいただいた助言ですけれども、賃貸により労働者の宿泊施設を確保する場合は、近隣施設、近隣住民の交通安全、宿泊者の安全・セキュリティ等を確認することという助言をいただいております。

この点につきまして対応結果でございますが、工事中の労働者用宿泊施設につきましては、プロジェクトサイトの外のザラフシャン市近くのZarafshan Golden Groupの施設が使用されるという点を確認しております。この場所のすぐ近くには学校があるんですけれども、病院からは離れているという点を確認しております。コントラクターの所属会社にかかわらず地元の住民ではない労働者が参画する場合は、この施設に居住するという点を確認しております。

労働者はミニバス等で現場に移動しまして、近隣の道路利用者への影響を回避するためのTransport Management Planというものが策定されるという点も確認しております。加えまして、労働者の規範を定めたCode of Conductというものも策定し、労働者に勤務時間以外にも適切な振る舞いをするといったことも求めるという点も確認しております。

宿泊者の安全セキュリティにつきましては、Worker Accommodation Management Plan及びLabour and Working Conditions Management Planというものが策定されまして、それをしっかり確認、対応をしていくということでございます。宿泊施設の出入口には警備員が配置されるということも確認しております。

続きまして、4点目の助言でございますけれども、供用時の景観に対する緩和策は限られていることから、景観に対する影響よりも地域社会への利益のほうが上回ると地域住民に感じてもらうことが重要という考えに基づいて、コミュニティ等と適切に協議し、コミュニティに利益のある活動

を行うよう申し入れることという助言をいただいております。

こちらの対応結果ですけれども、コミュニティに利益のある活動については、Community Development Planに基づきまして、工事中・供用時ともに年間3万5,000ドルの予算で実施されるという点を確認しております。現時点ではステークホルダーから挙げられた要望があった活動としましては、井戸の提供、教育施設の改善や設備の供給、公共施設への暖房に関する支援、女性の生計向上への支援、家畜購入用の少額ローンの提供といったニーズが挙げられておりまして、今後ニーズ調査を実施したうえで実現可能性を含めて検討するという想定でございます。

事業部からの説明は以上でございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、とりわけこの助言文の確定の際のワーキンググループにご参加いただいた委員を中心に何かご発言、確認事項ありましたら頂戴いたしますので、サインを送ってください。

特になければ、ほかの全ての委員の皆様、何かご質問あるいは確認事項ありましたら頂戴いたしますので、サインを送ってください。よろしいでしょうか。

本件は報告ということになります。どなたでしょうか。

石田委員ですか、どうぞ。

○石田委員 石田です。

○原嶋委員長 どうぞ。

○石田委員 一番最後に説明いただいた地元住民のCDPですね、経済的なものへの支援というのはよくわかるんですが、それに加えて例えば経済的な支援を一方的に与えるというか、それに参画を促すということだけじゃなくて、地域の人たちが生計向上なり今後家畜をうまく飼っていくということを含めて学習の機会を自ら作っていきえるような、そういういわゆる学習の観点に立った支援というのはこの中に含まれているんでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 安村課長、お願いします。

○安村 ご質問ありがとうございます。こちらの対応結果のところでは記載をしておりますけれども、教育関係の施設の改善、設備の供給といったものもございまして、あとは女性の生計向上策への支援といったところも含まれてはおりますので、こういった活動を通じて影響を受けるコミュニティの方々が自立していくような学習を促していくということはあるのかなと思っております。詳細は今後ニーズ調査を実施したうえで、実現可能性を踏まえて検討されるというふうに聞いておりますけれども、そういった形でコミュニティの方々が自立していくというところの手助けができればというふうに考えております。

以上です。

○原嶋委員長 石田委員、どうぞ。

○石田委員 委員長、すみませんでした。ご説明ありがとうございました。ただ、字だけ読むとそれほど人々の学習ということを重視しているようには読めないのが質問しました。ただ、今後の調査で確認していただけるということなので、可能でしたらそのときに地元の人たちがどれだけ主体的に関与できているということをやっと尋ねられるとか調べるとかということをしていただけるといいのかなというふうには思っています。

以上です。

○原嶋委員長 安村課長、いかがでしょうか。

○安村 ありがとうございます。今後まさにニーズ調査を実施していくというふうに聞いておりますので、今ご指摘いただいた点を含めて事業者側には申し入れたいと思います。ありがとうございます。

○原嶋委員長 コミュニティのキャパシティディベロップメントに寄与するような内容もまたいろいろご検討いただきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

特になければ本件は報告ということで、助言委員会で提示した助言に対する対応を時間の経過の範囲でご説明いただいたということで一旦締めくくりにしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

それでは、本件は一応ここで締めくくりとさせていただきます。安村課長、どうもありがとうございました。

○安村 ありがとうございました。

○原嶋委員長 続きまして、案件概要説明ということで、本件についてはまた後日ワーキンググループが設置される予定でございます。インド国チェンナイの周辺環状道路建設事業でございますので、本件につきましてご説明、準備できましたらお願いしたいと思います。これは本部でしょうか、いかがでしょう。お願いします。

○小井手 南アジア部の小井手と申します。本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、案件概要説明、チェンナイ周辺環状道路建設事業（フェーズ2）の説明についてこれからさせていただきますと思います。

お手元の資料をご覧ください。

次のページで目次になりますけれども、1から7番目まで事業の概要を説明しつつ、代替案、また、環境社会配慮の事項であったり環境レビュー方針、今後のスケジュールについてご説明をさせていただきますと思います。

ページ、スライド3枚目にいかせていただきます。

この事業は2018年度に4アグリーメントの締結をした案件になりまして、その後続案件として形成をしているものです。お手元のスライドの5ページ目に地図がございますけれども、チェンナイの都市圏を囲むようにして周辺環状道路を建設する事業になりまして、このうちの区間1をフェーズ1のときに形成を行ったものです。今回は区間5の一番南の周辺環状道路の最終区間を整備する事業になりまして、今回その案件概要を説明させていただく次第です。

ページのスライド3番目に戻りまして、事業の背景と必要性のところをご説明させていただきます。

インドの南東部タミル・ナド州の州都チェンナイ、これは大都市ですけれども、急速な人口増加、経済発展がもたらす交通需要の増大、これによってインフラの拡充が追いついておらず、既存道路の混雑が深刻化している、そういう状況にあります。

その中でインド政府はチェンナイ周辺環状道路の建設を構想しまして、実際に現在までに今回の

区間5以外のところは既に実施中または建設済み、また、これから建設、そういったフェーズにあるものになります。区間1については後ほど説明しますが、1についてはJICAのほうで既に建設中でして、2から4については自己資金、また、ほかのドナーから資金を調達して整備を進めているような状況です。

この最終区間をもって周辺環状道路を完成させて、道路交通の円滑化・効率化を通じて道路交通需要に応えるとともに州南部への接続強化を図り、このチェンナイ都市圏の経済開発に寄与する、こういった事業概要になっております。

続いて、スライドの4ページ目になります。

事業の背景と必要性のところでした、これまでの経緯についてご説明させていただきます。

このチェンナイ周辺環状道路の全区間に係るDPRの策定・承認と書いていますけれども、DPRというのがインド側政府が用意をするDetailed Project Reportに当たりまして、詳細な計画書です。これを2014年7月に準備しています。その後、2017年1月に今回の我々が今から案件を形成しようとしている区間5を含むEIAとSIA（RAP）を策定しています。その後、JICAのほうでチェンナイ周辺環状道路建設事業、便宜的にここをフェーズ1と呼びますが、フェーズ1が実施されまして、区間5を含む1から5までの全区間のDPR、EIA、SIAのレビューを実施しています。また、その協力準備調査の中でより優先的に整備を進めるとした区間1の詳細な検討を行って、その事業の妥当性を確認した後に事業の承諾を行った経緯があります。その後、今に至って区間5のDPR、EIA、SIAの更新をタミル・ナド州政府が実施しておりまして、この彼らが実施した更新版のDPR、EIA、SIAをもってしてJICAのほうでこれから審査、また、環境レビューを行っていく予定です。

その下にJICAの有償勘定技術支援と記載していますが、インド側が策定している更新版のDPR、EIA、また、SIAをレビューして、この結果をタミル・ナド州政府が更新する形で審査を行っていく予定です。

続いて5ページ目ですけれども、事業概要を記載しております。

本事業で対象とする区間5は約28kmの道路整備になりまして、これはフェーズ1のときにレビューしたものと同様のものであります。往復4車線、そして、サービス道路、そのほか跨道橋など橋の建設を行うようになっております。また、ITS、高度道路交通システムも導入する想定でして、ETC、また、料金所、そういったものも導入していくことになっております。

続いて、ページを変わります6ページ目になりますが、事業概要として区間1から5の概況をここで記載しております。

JICAが既に支援をしている区間1については今現在工事中となっております。区間4は実施機関がインド政府が自国の資金で建設済みの区間となっておりまして、区間2と3をインド政府が他ドナーから資金調達して現在工事準備中、また、入札手続中、そういった状況にあります。

続きまして、7ページ目ですけれども、代替案の検討、こちらについてご説明させていただきます。

タミル・ナド州政府はチェンナイ周辺環状道路全線の線形案、このスライドの中で灰色の破線を作成して、2014年7月までに現計画案（赤色）に変更して承認を行いました。この点は2018年に実施したフェーズ1形成のための協力準備調査の中でレビューをしていまして、この準備調査の中ではこれら2案とプロジェクトを実施しない場合の案を比較して、交通改善効果または環境社会影響

を勘案して現計画案が妥当と判断しております。本事業、フェーズ2では同じ内容を踏襲することとしております。

また、区間5については特にどの点で比較がなされたかというところで考慮された部分が構造物を避けるためになるべく畑地、また、水田地域を通過する線形に変更したということであったり、また、世界遺産がこの付近の海沿いのところにあるんですけれども、そこへの影響を回避した、そういった代替案検討が行われています。

8ページ目に事業対象地の現況を記載しております。

基本的には農地が大半を占める平坦な地形であります。一部住宅地等近くを通りますけれども、基本的には農地を通過するような周辺環状道路になっております。また、一部保全林を通過する箇所がありまして、ここはインド国内法上の保護される保護林には当たらないんですけれども、森林地を通過するということで一定の配慮が必要な状況です。農地取得に伴う被影響構造物も住宅に加えて火葬場であったり墓、工場等一部支障があるというような状況になっております。

スライド9ページ目から10ページ、11、12、13、こちらは写真をご覧くださいながら現況を確認いただければと思います。

基本的には平地の農地または一部建物の付近を通過するような道路になることをご覧いただけるかなと思います。こちらの詳細は割愛をさせていただきたいと思います。

14ページ目に移らせていただきまして、環境社会配慮事項をご説明いたします。

本事業は新ガイドラインを適用することで現在考えておりまして、カテゴリAに分類すると考えております。理由としては、影響を及ぼしやすい道路セクターまたは特性ということで大規模非自発的住民移転に該当すると考えられるため、このようなカテゴリとさせていただいています。

今回助言委員会の皆様に助言を求める事項としては、環境レビュー段階のワーキンググループを開催させていただいて、助言をいただいて、その後環境レビュー方針をご説明して、我々のご意見いただいたものを踏まえて審査を行うことで現状は考えております。協力準備調査は2017年、18年に実施をしております、その際に今回対象とする区間5を含めたEIA、SIAもレビューを行っておりまして、その後、実施機関が更新をしているもの、それをもって審査を行うと先ほどご説明させていただいたとおりですけれども、協力準備調査を新たに実施することはせず、インド側が更新したもの、こちらを活用する想定です。

続きまして、15ページ目、16ページ目には環境レビュー方針、具体的な現状確認できていること、また、今後確認すべきと我々が考えているものを列挙させていただいています。

環境許認可につきましては、全区間を対象としたEIAが既に実施機関によって策定済みで、環境当局の承認を取得済みです。今回、現状前に取得したEIAの環境許認可を取って更新は不要だというふうには聞いているんですけれども、その状況を改めて確認したいと思います。

また、JICAガイドラインにつきましては、もともと旧ガイドラインを基にレビュー等を行ってましたので、新しくガイドラインが改定されたことに伴う変更点等はしっかりと確認をしていきたいと思います。また、この際、世銀のESSもしっかりと参照して整合性を取るように配慮したいと思います。

汚染対策につきましては、ここに記載をさせていただいているとおりで比較的一般的な環境管理計画、モニタリング計画が策定されている現状だと我々は分析していますけれども、それらの詳細

を改めて確認するとともに、実施体制、予算等も確認したいと思います。

自然環境保全のところにつきましては、先ほどお話しさせていただいた保全林を通過すると。これはインド国内法の保護区の保護林には当たらないですけれども、しっかりと配慮していくべき対象だと考えて、緩和策を検討していきたいと思います。また、樹木伐採が一定数生じますので、その代替植林等の具体的な方法を検討していきたいと思います。

今般、インド側の提案で現状動物移動用のアンダーパスを設置するというふうに確認をされていて、具体的な設置の内容、また、設置場所について確認をしたいと思います。リザーブドフォレスト、森林のところに動物、多くは鹿だと聞いていますけれども、その鹿が道路ができることで移動できなくなるような状況を回避するためのものと理解をしております。

環境面は以上とさせていただいて、社会面のほうのレビュー方針ですけれども、現状確認できている事項として取得対象地が約170ヘクタール、被影響住民数が1,500人程度というふうに確認をしまして、インド国内法に基づく先住民は含まれないというふうに聞いております。住民協議は既に実施済みでして、追加でこれから行う部分もある可能性はありますけれども、基本的には既に行われているものになります。

確認事項としては、その影響を受ける構造物、用地、それらのインパクトを確認しつつ、どういった補償が行われるのかということ、特に前フェーズと乖離がないことを確認するというのを配慮して行っていきたいと思います。また、住民協議の詳細をしっかりと確認してまいります。

そのほか、モニタリングの中身についても確認をしてまいります。

最後に不可分一体事業というふうに記載していますけれども、インド側が調達する資金を基に実施される区間2、3については不可分一体事業に当たる可能性があるというふうに考えておまして、まずそれが本当に不可分一体事業なのかというところの確認をし、実際に区間2、3のところで彼らが行っている環境社会配慮の対応事項をレビューして、JICAのガイドラインと乖離がある場合は追加的な対策を実施機関が行うことを申し入れるということを現状考えております。この点を改めてワーキンググループ等で報告させていただきます。

最後にスケジュールですけれども、この後、環境レビュー方針ワーキンググループを11月の下旬に開催させていただいて、12月初旬に助言確定、また、環境レビュー方針説明、その後、皆様からいただいた助言であったりご指摘を踏まえて審査、環境レビューを行っていく所存です。

私どもからの説明は以上になります。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。本件は第1区間について開発準備調査が行われておりましたので、そのときに助言委員会も恐らく確か関与していたと思いますけれども、今回はスコーピング段階はそこでの手続で終わったというふうに理解されているのでしょうか。そんなような形になっております。不規則な形もありますので、ご質問等ありましたら頂戴しますので、サインを送っていただいております。

山岡委員、聞こえますか。どうぞ。

○山岡委員 山岡です。説明ありがとうございました。

このプロジェクト支援目的について一つ確認させてください。区間1、これは工事中ということなのですが、これはやはりプロジェクトのレベルから見るとインドの会社が建設しているのでしょうか。区間5についてもどのように実際の建設はインド側だけでやるのかどうかということについ

て教えていただきたいのと、入札自体は、これは国際入札になるのでしょうか。なかなか日本企業が参画する可能性は少ないプロジェクトかなと思いますけれども、そういうことはもともと想定されていないということではよろしいのでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 小井手さん、聞こえますか。後ほどご質問を承ってからまとめてお願いします。今は主にコントラクターの件ですので、よろしくお願いします。

続きまして、石田委員、お願いします。

○石田委員 スライド15ページの一番下の自然環境保全です。重要な自然生息地に該当するかどうかを確認するのは大切なことだと思っています。その際に世銀の基準なりを使っていけるのでしょうか。それともインドの基準が適用されるのでしょうか。あるいはもう既にJICAとインドの間でギャップアナリシスが終わっていて、やはり世銀等の世界基準を使おうねみたいなことになっているのでしょうか。その点をちょっと教えてください。

以上です。今の質問はJICAへの質問です。よろしくお願いします。

○山岡委員 委員長、ミュートになっています。

○原嶋委員長 3人目は私からの質問でお願いします。

2点ありまして、一つは、本件はスコーピング段階はないような形になっていますけれども、第1区間の段階で第5区間についてもスコーピングにおけるガイドラインで要求するステークホルダーミーティングなどの要求は満たしているのかという点が1点。

2点目は第2から第4区間はインド側で行っていますけれども、第2から第4区間の中で自然保護区を通っているところはないのか、この2点になります。ということで、今、山岡委員、石田委員、そして私からの質問が出ていますので、小井手さんでよろしいでしょうか。すみません、ちょっとミュートで申しわけありませんでした。

小井手さん、聞こえますか。

○小井手 ありがとうございます。聞こえております。回答させていただきます。

まず1点目の山岡委員からのご質問ですけれども、事業目的についてはここで記載をしているような渋滞緩和、また、円滑な物流確保というところで、今市内の開発が非常に急速に進んでいて、市内の開発用地がなかなかない中で、他方で貨物は増えている状況がありまして、その貨物がしっかりと行き渡るように、特にこの地域の周辺環状道路の周辺のあたりには日本企業を含む工業団地が複数ありまして、そういった日本企業の裨益も含めて今回の案件は重要性があるというふうにもまず考えております。

その中で本体工事に日本企業がどれだけ参画するのかという観点ですけれども、フェーズ1の実績から申し上げますと、インド企業が本体工事、道路の単純土木はインド企業が受注をしております。他方でコンサルティングサービス等は日本企業が取っていますので、ご質問に回答するということで、コントラクターは一般的にはもうインド企業が入ってくるんじゃないかなと考えております。

それで、調達の方式につきましては、ICB、国際競争入札ですので、この観点で日本企業がその状況で排除されているということではないということは申し添えたいと思います。

続きまして、石田委員からのご質問ですけれども、重要な自然生息地の基準は、基本的にはJICA

のガイドライン、また、世銀の新しいESSに沿って判断をしていくというふうに考えておりました、インド側がどういった配慮を求めるかというところもちろん確認しますが、基本的にはJICAのガイドライン及び世銀の新しいESSを参照して、その地域が重要な自然生息地に当たるかどうか判断したいと考えております。

最後に原嶋委員長からいただいたご質問ですが、本件につきましてはスコーピング段階のステークホルダー協議等は既に行われているEIA、RAPの策定の段階で実施されていますし、協力準備調査の段階でも重ねて行われていますので、その段階でスコーピング段階に求められるステークホルダー協議は、要件としては満たされているというふうに考えております。また、区間2から4における自然生息地、自然保護区の有無につきましては、この点、現状明確な回答を持っておりませんので、調べて改めてご説明、ご報告させていただければと思います。

私からは以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。日程的には11月ぐらいでしょうか、ワーキンググループの設置が見込まれております。これまでのところで何かご質問あるいはワーキンググループに向けて準備をお願いするところなどございましたらご指摘をいただきますので、サインを送ってください。

あと、第1区間の際の助言あるいはそれに対する対応の情報などもそれは準備ができると思うんですが、ご提供いただけますか。小井手さんでしょうか、審査部のほうでしょうか、お願いします。

○小井手 原嶋委員長、投映をするということでしょうか。

○原嶋委員長 今日じゃなくてワーキンググループの際にはそういった情報もどこかにアクセスすれば多分。

○小井手 もちろんでございます。情報共有させていただきたいと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

石田委員、お願いします。

○石田委員 委員長、ありがとうございます。

先ほどと同じくスライド15の自然環境保全の植樹のことなんです。樹木を植樹するというところ、インドのケースだと今までも扱ってきた案件では、インド国の法律で伐採した10倍のものを植林するということは何度も聞かされてきたというか、何度も読んできましたけれども、それが果たしてうまく根づいているか。ちゃんと樹木が根づいて成長しているかということや、それがその後どういうふうにモニタリングされて生かされているかということで、何か新しい情報があったら教えていただけませんか。特にこの機会を捉えてということではないんですが、いつも毎回10倍植樹しますということで話はどうしても終わってしまうので、実際にその効果とか効用というのはどういうふうに考えればいいのか、何か新しい情報があればインド政府がレビューをしたとかしていないとか、そういうところも含めてちょっと教えていただけるとありがたいので、JICAへの質問です。

以上です。

○原嶋委員長 JICA側、お願いします。

○小井手 ご質問ありがとうございます。

結論から申し上げますと、例えばフェーズ1のときに代替植樹を結構な数、1,200本行っていますけれども、その状況について現状モニタリングはまだできておりません。この点、実施機関等から収集することはできますので、情報収集してその後のどこかのタイミングでご報告はさせていただければと思います。一般的にはどの地域でも10倍とか一定の掛け値がありまして、それに基づいて行われていまして、フェーズ1の段階でも同じように伐採した本数の10倍を県森林官、District Forest Officerが指定した場所に植樹をするということで決まっておりますので、その伐採後、今状況としてどうなっているかという点、可能な範囲で実施機関から収集をしてご報告させていただきたいと思います。

○石田委員 ありがとうございます。もしそれでインド側がその効果についてレビューをしたとかというのがあれば、それもちょうと合わせてお聞きしていただいて私たちに教えていただけるととても参考になると思います。よろしくお願いします。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかに。どなたがワーキンググループに当たるか今の段階でちょっとはつきりしませんが、もし確認しておく必要がある事項がありましたら、遠慮なくここで頂戴します。これまでご発言いただいておりますのは、東委員、阿部貴美子委員、小椋委員、貝増委員、鋤柄委員、田辺委員、寺原委員、そして、林副委員長ですけれども、もしご発言ありましたら頂戴しますので、サインを送ってください。

阿部貴美子委員、よろしいでしょうか。どうぞ。

阿部委員、音声が切れています。

○阿部（貴）委員 失礼いたしました。

やや詳細になるんですけれども、先ほどスライドの中の写真にありました建物の件でちょっと今後お調べいただきたいなと思っているのが火葬場の件なんです。スライドの別ページにあります地図の上では、道路に火葬場や寺院が片側に集中しているようなんですけれども、道路ができたことによって道路から火葬場がどのように見えるのでしょうか。火葬をしたときにその近隣の方々は車が道路を通る場合にどのような印象を持つのでしょうか。これまでの火葬に対する人々の考え方とか感じ方とか扱い方という点から見ると、車がどの程度の距離を走ることになるのかというのはちょっと地図上からはわからないんですけれども、どういうことが使う側と、それから、走る側にあるのかとか、あるいは道路ができたことによって火葬の対象になる方々は道路を横切ることになるのかと。何かそのあたり、インドのカーストなどという点からちょっと気になることがありますので、歴史的建造物ということではないですけれども、何か情報があるとありがたいなと思っています。お願いいたします。

○原嶋委員長 小井手さん、お願いしてよろしいでしょうか。

○小井手 ご質問、ご指摘いただき、ありがとうございます。現時点で私のほうから回答できる情報がないので、いただいた点を調べまして、後日ご報告させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、今、阿部貴美子委員からのご指摘の点、そして、先ほどちょっと私から

申し上げましたけれども、第2から第4区間における自然保護区の問題についてはワーキンググループ設置の段階までに情報をまとめて提供をお願いするということで議事録に残させていただきますけれども、よろしいでしょうか、小井手さん。

○小井手 承知しました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 お願いします。

それでは、阿部貴美子委員、一応こういう形で承りましたので、よろしいでしょうか。

○阿部（貴）委員 よろしくお願いします。ありがとうございます。

○原嶋委員長 とても重要な点をありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

ちょっと審査部のほうに確認ですけれども、第1と第2、第3、第4、第5、結局これ一体なんでしょうか。その解釈はどう理解されているんですか。まだ確定はしないんでしょうか。ガイドライン上の解釈における第2から第4と第5の扱いですね。開発準備調査は第1と一緒にやったというふうに先ほどおっしゃっていたので、そもそも一体じゃないかという気がするんですけれども。小椋委員から質問をいただいた後にまとめていただきます。

小椋委員、お願いします。

○小椋委員 すみません。ちょっと質問が遅くなって、小椋です。

今回の事業でガラス工場ですか、一部通るとのことなんですけれども、これはライト・オブ・ウェイ(ROW)が工場の敷地を通るのか建物を通るのかによって生産活動に影響すると思いますので、そのあたりをまず教えていただきたいと思いますのと、もし建物内の生産ラインがROW上に抵触する、かかるということであれば営業に関する補償も必要になるかと思いますが、その辺りを教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、今私からのご質問と手分けしてお願いしてよろしいでしょうか。お願いします。

○小井手 すみません。お時間をいただき、ありがとうございました。ガラス工場のどこを通過するかということと、その生産活動がどういうふうな影響を与えるかという点は社会影響評価の中で分析されているかどうかを改めて確認して、その回答のご説明を改めてさせていただくことでよろしいでしょうか。現状正確に回答できる情報はございません。

○小椋委員 それで結構です。よろしくお願いします。

○高橋 原嶋委員長からご指摘いただいた不可分一体の関係について、区間1から4までは区間5の建設が決定していない状況でも建設が進んでいるとのことですので、ガイドライン上の不可分一体の定義には当てはまらないと考えておりますが、ここも含めてワーキンググループで改めて確認、議論ということでご了承いただければと思います。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。ちょっとその点はいろいろ意見がありますけれども、今の2点はワーキンググループまでにご準備をお願いするということでよろしくお願いします。

それでは、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

それでは、一応本日の案件概要説明はここで締めくくりとさせていただいて、先ほどありましたように11月ぐらいになろうかと思っておりますけれども、ワーキンググループの設置ということで、それ

までの今日お願いしたことについてはまたお願いします。

最後になりますけれども、もし何かご発言ありましたら頂戴します。委員の皆様、いかがでしょうか。

それでは、一応本件はここで締めくくりとさせていただきます。

ここで休憩かと思いましたが、担当者が同じであるということであれば、小井手さん、大丈夫でしょうか。引き続いてよろしいでしょうか。あと、換気の都合は今ちょっとどういうルールになっているかわかりませんが、もし差し支えなければこのまま小井手さんに引き続き次のご説明もお願いするということですので、高橋課長、いかがでしょうか。

○高橋 小井手さんも準備できておりますので、このまま続けさせていただければと思います。その後に休憩ということをお願いします。

○原嶋委員長 それでは、委員の皆様、今お話がありましたとおり、ちょっともう少し時間を頂戴して、引き続き次の議題まで終わらせてしまうということで、6番目になります。環境レビュー方針の説明ということでインド国北東州道路網連結性改善事業の案件でございます。

それでは、小井手さん、お願いしてよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○小井手 よろしく願いいたします。

インド国北東州道路網連結性改善事業（フェーズ7）の環境レビュー方針説明をこれより行わせていただきます。

まず初めに、インドの北東部地域における北東州道路網連結性改善事業の全体像を改めてここで示させていただいています。これまでフェーズ6まで実施をしてきておりまして、今回はフェーズ7、ここで示しておりますのがボックスとしては左下の赤字で書かせていただいているものの矢印が繋がっているもので、フェーズ1、フェーズ3、フェーズ5、今回のフェーズ7、それぞれが一体となって連結性向上のための回廊整備につながっているようなプロジェクトになっております。一応この地図を改めてご説明させていただいた上で、今から具体的な環境社会配慮の確認済み事項と追加確認事項をご説明させていただきます。

本事業は国道127B号線の約60kmほどの既存道路の基本的には改修・拡幅を行うものになっておりまして、一部新設道路が5kmございます。これの環境社会配慮の具体的内容を1ページ目の2ポツ以降、確認済・要確認事項に記載しております。重要な点をピックアップしてご説明させていただきたいと思います。

まず一つ目の事業コンポーネント・不可分一体事業につきましては、ここの背景のところはこれまでワーキンググループ等でも何度かご説明をさせていただいたところですが、協力準備調査はもともとフェーズ5、6、7一体となって進めていきましたが、それぞれの成熟度であったり進捗に応じて分けて形成をしているという点を改めてここで記載をさせていただいております。具体的なワーキングの開催日程もここで記載しております。

事業概要については先ほどご説明のとおりですので割愛をさせていただいて、この1ポツで土取場、土捨場のところは新しい情報ですので記載しております。土捨場は15か所設置ということで、基本的に用地取得は伴わない、インドのメガラヤ州の実施機関と土地の所有者がこの利用に対して合意を取っているような状況です。土取場の今後の利用の想定もここで記載をさせていただいているように、コントラクターが基本的には利用を申請して具体的な環境管理計画の実施等を行う予定

になっています。

二つ目の環境社会配慮文書につきまして、EIAは既にJICAのホームページ上で公開をさせていただいて、住民移転計画については作成済みである状況です。今回IPPは作成しないという点を改めてこれまでのご説明と同じですけれども、させていただいています。

3) の環境社会配慮許認可につきましては、基本的にはもうここに記載をさせていただいているとおりの内容になるんですけれども、一つ取り上げるとすれば、この道路はインド国政府が指定する保護林を通過しないという点を確認しています。その点、ここでご説明をさせていただいています。

続いて代替案検討、こちらはスコーピング案、また、ドラフトファイナルレポート段階のワーキンググループでも説明させていただいたような代替案を3つ、社会影響、環境影響、また、設計等を考慮しながら決定しております。特に新設区間の5kmの区間は代替案の検討をしている状況です。

続いて、5) のステークホルダー協議ですけれども、これまでスコーピング段階全11回、DFR段階4回のステークホルダー協議を行って、これまで反対意見等は確認されていません。基本的にはこの道路が改修・拡幅されることは住民の方にとって利益のある賛成できるものだという意見が聞こえています。ステークホルダー協議の詳細につきましては、この4ページ目の上の半分の記載全てを使って説明させていただいています。割愛をさせていただきます。

続いて、環境管理計画、環境モニタリング計画、モニタリングフォームにつきまして、こちらについても記載のとおりとなっておりますが、特に社会面の用地取得、住民移転についてはしっかりとモニタリングを行っていくという観点で内部モニタリング、外部モニタリング、それぞれ体制を整えることでこれまで議論をしてきて、確認済みです。特に実施機関だけでなくNGO、また、コンサルタントを雇用してRAPの進捗を確実に行ってもらい、また、モニタリングも確実に行ってもらう、そういったことを体制として構築していく予定です。

7) 番目の実施体制につきましては、ここでまた記載をさせていただいているとおりですので、割愛をさせていただいて、続いて情報公開のところですが、JICAのホームページでは既にEIAを公開していますけれども、EIAとRAPが実施機関のホームページで公開されるかどうか、予定とは聞いていますけれども、実際にその公開状況を確認するという点、これを環境レビューで確認事項としてしっかりと協議してまいります。

続いて、汚染対策のほうに移らせていただいて、1) の全般のところですが、汚染対策全般の話として、大気質、水質、騒音等様々な指標がありますけれども、基本的には現地インドの基準に加えてWHO等の国際基準もしっかりと比較をしています。

それぞれの汚染項目について見ていきますと、2) の大気質はここで記載をさせていただいているとおりの6地点でこれまでベースラインを取っていきまして、具体的な緩和策等もこの6ページ目の一番上のところですね、工事中・供用後のところで記載をさせていただいています。

水質についてもWHOの基準等を参照しながら現状についてベースライン調査の結果を記載しています。緩和策について、工事中・供用時の記載をさせていただいていきまして、助言でもいただいたようなシルトの流出を防ぐ防御壁の設置をこの案件でも行っていくことで考えております。

廃棄物につきましては、260万立方メートルの土砂が排出されることが想定されていきまして、これは特に山岳地域のところで少し山を切るような工事がありますので、そこで発生する土砂、その廃棄の

計画を緩和策のところで記載させていただいています。基本的にはコントラクターが廃棄の責任は負うんですけれども、実施機関がそのサポートをしっかりと潤沢に行うということはこれまで確認をしているところです。

続きまして、7ページ目に移らせていただいて、騒音・振動のところを記載しております。IFC基準を参照しながらモニタリングをした地点で、基本的にそのIFCの基準を通過するような騒音・振動状況が現況としてある点を確認しています。これ以上騒音・振動の状況が本事業によって悪化しないために緩和策を講じることを考えていまして、工事中・供用時のところで記載しております。

続いて、自然環境のところに移らせていただいて、本事業が対象とする道路のROW、道路幅から7から10km離れた地点にノクレク国立公園が存在しています。この地域はJICAが支援する道路から約10km程度離れています。環境保全法等の関連法で規定される保護区の許認可取得要件には該当しないということを確認しています。こういった生態系があるかという点、記載を同じところでしております。

生態系に移らせていただいて、メガラヤ州は動物・植物種ともに多様性に富んでいる地域という点を確認しています。今回の事業によってこういった影響があるかという点は、文献レビュー、また、目視の確認、また、ステークホルダーへのインタビュー、特に専門家へのヒアリング等を行って最小限であるという点を確認しています。具体的な植物相、動物相の記載、こういったものが現在生息しているか等の説明を同じところでしておりますので、ご参照ください。

続いて植林につきまして、先ほどのチェンナイのほうの議論でもありましたけれども、伐採本数に対して約10倍、これは森林局が実際に承認の過程で決めていく本数にはなるんですけれども、暫定の数字としてこれだけの代替植樹が行われるというところを確認しております。今回助言としてDFR段階のワーキンググループで助言をいただいていたので、その回答をここでさせていただこうと思います。

お手元というか、既にお送りさせていただいている助言対応結果の助言1のところで回答させていただいています。その担当機関と、また、コストをファイナルレポートに記載をということで助言をいただいていたので、この点をファイナルレポートの6.7節において記載しています。具体的に代替植林は本事業を円滑に実施する目的で設立されるPIUがメガラヤ州の森林環境局の監督の下、実施する、こちらは誰が担当するのかという点の回答になります。

また、コストについて、これは基本的には道路交通省が負担することになっていまして、この点もファイナルレポートに明記しています。

続いて4)の水象、こちらについて助言をいただいていたので、先行フェーズにおいて表流水近傍の盛土工事ではシルトの流出を防ぐ防御壁等を作り、環境緩和策を講じていることを確認し、そのモニタリング結果を公開することといただいています。こちらについても助言対応結果を参照いただいて、現状既往案件を担当している実施機関のNHIDCLに確認中でして、確認後、モニタリング結果として公開をさせていただきます。

地形・地質については記載のとおりで割愛をさせていただきます。

続いて、(4)の社会環境のところに移らせていただきます。

基本的にこの案件では用地取得・住民移転はインドの国道法、National Highway Act及びRFCTLARRと呼ばれる住民移転、また、補償等を定めた規定がありまして、そちらを参照し、ガ

イドラインとの乖離はしっかりと埋めながら実施していくことで確認をしております。これまで助言をいただいているところの回答をさせていただくと、助言3、4、5でこの点助言をいただいています。また、助言対応結果をご参照いただければと思いますけれども、一つ目にいただいている助言3として住民移転計画、用地取得計画及び全体事業工程の間の整合性を改めて確認し、必要に応じFRで修正すること、こちらについては用地取得及びRAPの実施に係る詳細な工程を全体事業工程との間の整合性を整理したうえでファイナルレポートに記載をいたします。

また、本事業で実際に適用される移転に伴う補償及び生計回復支援に関するインドの法令を整理し、ガイドラインとのギャップをファイナルレポートに記載という点、こちらについてもインドの法令をしっかりと確認して、こういった点にギャップがあるのか、その点を改めて精査して、この6.63節のところに記載をさせていただきます。

助言5については、補償時期と移転時期の時間的なずれによってROW周辺の利便性向上や土地価格や建材価格の上昇により近傍類地で同程度の土地家屋が購入できないといった苦情が生じた場合、被影響住民が移転前の近傍類地周辺において、それまでの同種同様の住居や店舗を購入できるだけの追加補償を行うようにEntitlement Matrixに含めるよう申し入れることと助言をいただいています。こちらについては実施機関としっかりと協議の上、Entitlement Matrixに記載をするように申し入れていきたいと思っています。

6つ目の助言についても同じ回答になるんですけれども、Entitlement Matrixの中に残置や残物件が僅少な場合や建物の範囲がROWに接触する場合は、それらを含めて補償等をするようにという点を実施機関と協議して、Entitlement Matrixに含めるように申し入れる次第です。

続いて、カットオフデート、受給要件等は記載のとおりですので割愛をさせていただいて、補償方針も先ほどお話ししたようなインドの国内法に基づく、また、ガイドラインとのギャップを埋めながらの補償方針を立てております。ここも割愛をさせていただきます。

生計回復支援につきましては、ここで記載をしているとおりになりますけれども、細かくこういった支援をしていくかという点を記載させていただいて、特に社会的に脆弱な立場にある被影響住民には特別な追加での現金支給を行う等、配慮を講じることで考えております。

苦情処理メカニズムについても、独立した苦情処理メカニズムを設置することでインド側と協議をしております。設立することを確認しております。これまでの既往案件の苦情処理メカニズムの運用状況もここでご説明をさせていただきます。

文化遺産については記載のとおりで、割愛をさせていただきます。

続いて、少数民族、先住民族につきましては、この地域のメガラヤ州は多数がインド国内法上の少数民族に当たるスケジュール・トライブが多く占めますので、今回の被影響世帯の大宗はスケジュール・トライブ、指定部族になります。特に非自発的住民移転の対象となる世帯は全てスケジュール・トライブに属しているというような現況です。こういった指定部族もそうですけれども、それ以外の部族も含めて貧困層、社会的弱者に対してはしっかりと支援していくということを先方と協議しています。

事故、また、子どもの権利、公衆衛生、労働・安全については割愛をさせていただいて、最後の気候変動ですね。この案件では供用時、事業を実施しない案と比較して2043年時点で年間約4万トンの温室効果ガスの排出削減を見込んでおります。

長くなりましたけれども、私からの環境レビュー方針に係る説明は以上となります。ありがとうございました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ワーキンググループにご参加をいただいた委員もいらっしゃると思いますけれども、今ご説明にありました助言対応、そして、レビュー方針の内容につきまして確認すべき点がありましたらご発言いただきますので、サインを送ってください。

私から1点だけ、代替植林についてのコストについては出ていましたけれども、土地の確保について教えていただきたいという点が1点と、あと、石田委員から今ご発言いただいて二つまとめてお願いします。

石田委員、どうぞ。

○石田委員 ありがとうございます。また同じことを聞いてしまうんですが、インドの場合、8ページ目の3番、植林ですね。6,185本の森林伐採で10倍植えるということで、やっぱりこれは5万5,000本の差があるというか、5万5,000本プラスで植えるということですが、何か数にするとやっぱり相当な数になると思うので、これを無駄にしないためにも本当にインドの当局の人たちはどういうモニタリングをして、どこまでの成功率を目指しているというか生残率をどこまでだったらいっているのかということもちょっとできれば聞いていただけないでしょうか。

お願いですが、以上です。

○原嶋委員長 もう一方、小椋委員からご発言をいただいた後、まとめて小井手さん、お願いします。

小椋委員、お願いします。

○小椋委員 小椋です。ありがとうございます。

Entitlement Matrixに記載するように実施機関に申し入れることというご回答いただいて、ありがとうございます。実際にEntitlement Matrixに記載どおりの補償をしたかどうかという確認は実施機関に対して行うことはできるのでしょうかという質問です。であれば従前から申し上げているようなモニタリングが課題かと思います。どうしても住民の方がどこかに移転されて本当にどういう生計回復が果たされたかという確認を行うのは困難だということで、その次善の策として、Entitlement Matrixどおりの補償が実際に行われたとか、補償金の支払いが行われたというような実施機関側のモニタリングで補うということは可能なかなと考えているんですが、このようなモニタリングというのは実施可能なのでしょうかという質問です。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、小井手さん、私と石田委員は植林に関することですけれども、まとめてお願いしてよろしいでしょうか。

○小井手 ありがとうございます。回答させていただきます。

まず、1点目の原嶋委員長からのご質問でコスト等はあったけれども、どこに代替植樹をするのかというところで、基本的には民有地上ですとは考えていなくて、近傍の地域で代替植樹を公有地上で行うということが一般的なインドで取られている対策なのかなというふうに考えています。この点、改めて確認はさせていただきたいと思いますが、土地については現状そのように考

えております。

モニタリングにつきましては、このインドの代替植樹のやり方自体、若干しゃくし定規的というか、決まったやり方がある部分は否めないですけれども、基本的に在来種を植えるということであつたり、また、連続性等をちゃんと配慮するという点はこれまで議論してきていますので、これまで何もなかったような樹木が植樹されるということはないのかなというふうには考えています。

また、モニタリングの方法であるとかどこまでの成功率を彼らとして設定しているのかという点は現状確認できておりませんので、この点、改めて確認の上ご説明させていただければと思います。

最後にいただいていた小椋委員からのご質問なんですけれども、Entitlement Matrix上で反映したかどうかという点は、先方から確認することはできると思っていて、特に補償とか実際にどうなったかというところは確認して作ることができるというふうに考えております。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

石田委員、小椋委員、いかがでしょうか。

○石田委員 確認ができるようであれば、どのあたりに目標を置いているのかというところをお聞きいただければ幸いです。よろしくお願いします。

以上です。

○小椋委員 私も結構です。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 それでは、ほかはいかがでしょう。

それでは、一応本件の説明はここで締めくくりとさせていただきたいと思っておりますけれども、最後確認ですけれども、もしご発言がありましたらサインを送ってください。

この後、10分ほど休憩を取らせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、一応本件はこれで終了させていただきます。小井手さん、どうもありがとうございました。

○小島 私の時計で15時42分なので、10分後、52分ぐらいに再開させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○原嶋委員長 お願いします。

15:42 休憩

15:52 再開

○原嶋委員長 それでは、改めまして再開させていただきます。時間になりましたので、再開させていただきます。

本日7番目の案件概要説明ということでございますが、本件につきましては、田辺委員からの申し入れを基にしたものでございまして、田辺委員からの申し入れについては確か資料の末尾についております。また、田辺委員から後ほどお話をいただきますけれども、高橋さん、小島さん、まずJICAの側から経緯と内容についてご説明するような形でよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○高橋 本日、田辺委員からのご提案を踏まえて概要説明としてお時間をいただきましたが、新しく委員に就任した皆様もいらっしゃるので、こうしたカテゴリB案件を助言委員会の付議対象とする提案をいただいた場合の手続について私からご案内させていただき、次に事業部と社会基盤部のほうから説明する段取りとしてよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 お願いします。まず、手続的なプロセスについて全体像をお話しいただいた上でプ

プロジェクトのサブの内容についてということですのでよろしくお願いします。

○高橋 承知しました。

改めてですが、8月31日付で田辺委員から助言対象案件の追加のご提案としてご提示いただいております。バングラデシュの統合エネルギー・電力マスタープラン策定プロジェクトであり、カテゴリBということで助言委員会の対象には含めていない案件でございました。

今回、カテゴリBの案件でもこういった形で委員の皆様から助言対象に含めるべきというご提案をいただいた際、どのような対応が必要かについて簡単にご案内させていただきます。

環境社会配慮助言委員会運営に係る共有事項ということで、助言委員会と事務局であるJICA審査部の間で結ばせていただいている資料がございます。それぞれ全体会合、ワーキンググループ等の手続、対応方針について説明したのですが、同資料の3. (5) でカテゴリB案件の取り扱いに関する項がございます。

それによりますと、カテゴリB案件の場合も助言が必要と委員からご提案をいただいた場合は、こういった手続で助言対象として含めるかどうかということを検討していくということが定められています。具体的にはこのチャートのとおりですが、委員からご提案を踏まえ、事務局として検討、確認させていただき、正副委員長に確認、ご相談させていただいたうえで、全体会合でご説明する段取りになってまいります。

今回は8月31日に田辺委員から提案をいただきまして、その上で先月中下旬に原嶋委員長、源氏田副委員長、林副委員長にご相談の機会をいただき、本日、全体会合での説明に至りました。本日は事業概要について事業部から説明してもらった上で、ワーキンググループに進むかどうかということについて意見交換させていただきたいと思います。

フローの説明は以上とさせていただきますが、これから主管の社会基盤部から案件概要の説明を行ってまいります。その後交換させていただければと思いますが、今回のマスタープランのプロジェクトについては、現状マスタープランの策定作業がかなり進んでおり、作業は佳境に入っている状況です。そういった中でこういった対応が必要か、意見交換させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 それでは、よろしくお願いします。その後、意見交換させていただきます。田辺委員の申し入れの趣旨についてお話しいただいた上で意見交換させていただきますので、事業部のほう、お願いします。

○佐藤 今、紹介いただきました社会基盤部資源・エネルギー部グループの佐藤と申します。担当の課長をしております。よろしくお願いします。

次をお願いします。

本日はこういった流れで事業概要、マスタープラン内容、環境社会配慮、そして、スケジュールというご説明でさせていただきたいと思います。

次をお願いします。

まず事業概要、背景というところでございますけれども、バングラデシュは堅調な経済成長を伴ってエネルギーの需要が2007年から17年、10年で約1.5倍に増加してございます。今後も増加が見込まれるという状況でございます。一次エネルギー源の約6割を依存していた国産の天然ガスがありますけれども、その生産量が現在減少してきているという中で、今後LNG輸入量、つまり外から

ガスを輸入してくる量が増加する計画でございます。バングラデシュは人口密度が高くて、さらに用地の確保が容易ではないということから、大規模な太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入余地というのが限定的という事情がある国でございます。

これまでエネルギーのサブセクターごとの長期計画、各種マスタープランでございますけれども、例えば電力マスタープラン、省エネのマスタープラン、ガスのマスタープランというようなものをそれぞれ策定してきてございますけれども、需要の想定の変化ですとか低・脱炭素に向けた世界的な気運の高まり、こういったものがございまして、現状に即したエネルギー計画の見直しが必要だということが生じてきております。これらを見直しまして、取りまとめた国全体としての統合的なエネルギー開発更新というものを策定して、低・脱炭素社会実現に向けてより具体的かつ実効性のある対応策、こういったものが求められてございます。

そのような状況下、環境、エネルギー安全保障、それから、経済効率性の向上に加えまして、安全性というこの3E+Sというふうに呼んだりしますが、こういったものを追求した中長期的な低・脱炭素エネルギー政策の必要性があるというところで、統合エネルギー・電力マスタープランの策定の支援についての要請がなされてございます。

次をお願いします。

事業名は統合エネルギー・電力マスタープラン策定プロジェクトということで、バングラデシュでございます。事業スキームのところに書いてございますが、これはマスタープラン等が中心となってくる技術協力はこのように呼んでおります。

事業目的ですけれども、バングラデシュにおいて統合エネルギー・電力マスタープランの策定の支援を行うことでエネルギーの安定供給、経済合理性の確保、こういったものを前提としつつ低・脱炭素エネルギー需給システムの構築に寄与するということでございます。

実施機関なんですけれども、事業の実施機関は2021年7月から始めておりまして、2023年12月、計30か月、こういったプロジェクトの予定です。ただ、マスタープラン本体は2022年12月、今年の12月に完成予定でございます。その後の23年1月から1年間、こちらは実施機関の管理体制の整備ですとか能力強化を実施する予定でございます。

事業実施体制でございますけれども、電力エネルギー鉱物資源省というものがございまして、その中の部局二つございます。エネルギー局及び電力局ということで、電力のみならず一次エネルギーを担当していますエネルギー局も重要なカウンターパートということでございます。

冒頭説明がありましたとおり、環境カテゴリBに分類しておりまして、ガイドラインに掲げる一般に影響を及ぼしやすいセクター、特性、影響を受けやすい地域のいずれかに該当するものの、セクター、事業内容及び地域の特性に鑑みて、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるためということで、カテゴリBで進めさせてきているものでございます。

次をお願いします。

調査内容ですけれども、以下、主に6つでございます。国家計画及びエネルギーセクターの既存のマスタープラン、それから、気候変動対策ですとか環境問題に係る政策・計画のレビュー、こういったものを最初に実施しまして、エネルギーデータ管理の課題の把握ですとか体制強化、こういったものをまず調査すると。その上で一次エネルギー供給及び最終消費のバランス分析というものを実施いたします。2050年を目標年次としてエネルギー需要予測、供給計画を策定し、エネルギー

効率化の計画を策定する。長期エネルギー収支のシナリオ分析ですとか財務コスト便益、こういった計算・分析も実施いたします。

そして、電力システム計画の策定とありますが、電源開発計画、送電開発計画及び関連課題の分析というものを実施いたします。また、LNG輸入に係る現行法令、規則の分析と課題の特定、法的枠組み検討とありますけれども、現在国内ガスが大部分となっております、今後さらなる輸入が増えてくる、必要となってくるということで、こういった法整備、法律体系についても分析していくということになってございます。最後に当然ながら環境社会配慮についても実施しております、戦略的環境アセスメントも実施してございます。

次をお願いします。

画面に映っておると思うんですけども、次は作成プロセスについて上段に書いてございます。ざっくり申し上げますと、まず一次エネルギーですとか電源の構成、こういったものをどのようにしていくかということを設定したうえで、それに従った供給計画を策定する、こういう流れになります。一次エネルギーと電源の構成の検討に当たりましては、まずGDPの成長率の将来予測を踏まえまして、電力消費の需要がどのように伸びていくかという需要想定を行います。その需要想定に対して将来のエネルギー構成、電源構成がどのようになっていくかというもののについてのシナリオを3つ想定してございます。

下段に目を移していただければと思いますけれども、一つ目がレファレンスシナリオというものでございまして、現在までのエネルギー・環境政策等を背景とし、これまでの趨勢的な変化が継続するシナリオ、これまでどおりの推移で行くシナリオですね、これが一つ。二つ目が技術発展シナリオ、ATSと呼んでおりますけれども、アドバンス・テクノロジー・シナリオです。エネルギーの安定供給の確保、気候変動対策のための製作、先進技術の導入、こういったものが進むシナリオということで設定しております。3つ目がNZS、ネットゼロシナリオとしまして、2050年時点で温室効果ガスの排出量を実質的にゼロになるシナリオということで設定してございます。

これらのシナリオを比較検討しまして、バランスの取れた将来シナリオであるATSの採用を推奨する方向で現在議論しているところでございます。

次のページをお願いします。

次に、環境社会配慮の概要についてご説明いたします。本マスタープランの作成に当たっては、戦略的環境アセスメント、SEAを実施しております。SEAの目的でもありますけれども、これを実施することで潜在的な環境社会面への負の影響を最小化し、正の影響を最大化すること及び回避できない負の影響を適切に管理してございます。また、早期の段階においてステークホルダーとの協議を実施しております、マスタープランの透明性、説明責任を確保しておるところでございます。

下のところに主な実施項目とございます。①から次のページにわたって⑥までございます。

①につきましては、初期段階における目標設定ということで、生活水準の向上、経済成長を支えるエネルギーの安定的かつ妥当な価格での供給を確保しつつ、2050年までに低炭素社会へ移行するということをマスタープランの目標と設定してございます。

②のスクーピングですけれども、環境影響項目を特定しまして、発電設備の建設のみならず原料の調達、輸入、発電、送配電、こういったものにおける環境社会面への影響を評価してございます。

環境影響項目のうち、例えばエコシステムでは風力、用地取得等では太陽光、気候変動や大気汚染という項目では石炭火力の影響が大きいという結果が得られています。

3番目、環境影響の測定と評価というところですが、発電構成に占める再生可能エネルギーの設備容量ですとかDCI、EEIとありますが、DCIといいますのはDecarbonization Index、CO₂の総排出量を総一次エネルギー供給量で割ったもの、つまり単位当たりの排出量というものになりますけれども、そういったものですか、EEIはEnergy efficiency index、第一次エネルギー供給量をGDPで割ったもの、こういったものはエネルギーの効率性の指標になりますけれども、こういった等の観点から各シナリオ案において想定される環境社会影響評価を実施してございます。パリ協定に基づいて提出されていますNDC、このコンディショナルターゲット達成について確認しているというものでございます。

4番目、目標達成に対するターゲットと指標の特定ということで、環境社会影響の評価のため、生物多様性、水質、大気汚染等をパラメーターとする戦略的環境目標を設定してございます。

5番目、緩和策、モニタリング計画でございますけれども、マスタープランの策定後に個別プロジェクトが形成される場合の建設・運用段階、こういった段階における負の影響を最小限に抑えるということを目的とした緩和策、環境社会面の問題を適切に管理するためのモニタリング計画を策定してございます。

なお、本事業、つまりマスタープランでは個別プロジェクトは含まれてございません。

6番目、ステークホルダー協議の実施支援とありますが、バングラデシュ政府の環境森林気候変動省、その他の環境社会分野のフォーカルポイントとなる政府機関ですとか有識者、NGO、地域住民等を対象にステークホルダー協議を実施してきております。第1回協議が21年11月、そして、第2回のステークホルダー協議が22年、今年の7月に実施しておるところでございます。

次をお願いします。

最後にスケジュールについてバーチャートでお示ししております。現時点を点線で示しておりますけれども、一つ目の行になりますけれども、調査全体につきましては冒頭で説明のとおり、マスタープラン案の作成自体は2022年12月に完了という予定で進んできております。担当ライン省庁とJICAとの間で作成するマスタープランの案というものは12月までに提出という予定でございます。政府内の承認プロセスはその後行われるということですが、それと並行しまして、その後の1年間、能力強化を実施する予定でございます。

次の行のステークホルダーミーティングについては先ほど説明のとおり、21年11月末、22年7月頭で実施してございます。次に、今年の11月頭に点線で三角をつけておりますけれども、第2回のステークホルダーミーティングのフィードバックという位置づけでして、需要想定、電源構成等へのコメントをいただいていたものに対してバングラデシュ政府内で現在議論しておりますけれども、これをどのように反映したかということ、その結果を説明する位置づけのものとして開催する予定でございます。

最後の行に記載がありますが、ドラフトマスタープランはつい先日、9月末にプロジェクト調査団のほうから提出がございました。その最終版のファイナルドラフトマスタープランというものについては12月までの提出を厳守してほしいと強く求められているものでございます。

先日提出されたドラフトマスタープランというものは、言わばゼロドラフトのようなものと理解

をいただければと思いますけれども、本統合マスタープランは先ほどご説明のように非常に広い範囲の計画を策定しておるもので、作成のプロセスは各担当部局と調査団担当チームとでワーキンググループを作って議論を進めてきておりますけれども、そのワーキンググループでの議論を取りまとめたものというのが基本的にこのゼロドラフトでございまして、これをもって12月の最終回に向けて政府内で現在、最終の議論が行われているという状況でございます。

概要の説明は以上ですけれども、冒頭、高橋からも言及がありましたけれども、今回の助言対象案件への追加というご提案に関しまして、現状の考えについてご説明を簡単にさせていただければと思いますけれども、先ほど高橋からもございましたけれども、次にご説明しますような状況を鑑みますと、現段階で付議いただく、議論いただくということが難しい状況かなと考えておるところです。

1点目が先ほどもありましたけれども、バングラデシュ政府からマスタープラン作成は今年の12月中に完了すべしという強い要望がございまして、現在、この段階で調査の方針に大きく変更が加わる可能性があるようなコメントへの対応というのが必要となった場合に、このスケジュールの観点からもプロセスの観点からも非常に対応が難しいかなというふうに考えておるところでございます。既にステークホルダーミーティングを実施しておりますので、そこでいただいたコメントを踏まえた上で現在バングラ政府側で各種議論を積み上げてきておりますので、詰めの議論を実施していると先ほど申し上げた次第です。

2点目になりますけれども、本事業はバングラデシュの中長期的な低炭素社会への移行を実現するために取り得る手段、計画、こういったものの検討を行うものでございます。言わば政策計画レベルの検討を行うものですので、本事業において検討されたシナリオ案における具体的なプロジェクトの事業対象地ですとか事業内容の特定といったようなものはされておりませんで、個別の発電所などは想定されていないというものでございます。あくまで政策計画レベルの検討を行う、そういった技術協力となります。

最後ですけれども、バングラデシュ政府はこれまでステークホルダー協議を実施してきてまして、JICAもその取り組みを支援してきております。環境社会配慮ガイドラインにのっとり対応が為されるように働きかけを行っておるところでございます。したがって、繰り返しとなり恐縮ですけれども、現段階では難しい状況というふうに考えておるところでございます。

事業部、担当部からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

ということでございますけれども、田辺委員、聞こえますか。

○田辺委員 はい。聞こえます。もしも、聞こえますか。

○原嶋委員長 はい。聞こえます。田辺委員、文書を提出いただいておりますけれども、助言対象として扱うことのご提案の趣旨について手短にご説明いただけますでしょうか。

○田辺委員 わかりました。

今回ご提案、ご検討いただきありがとうございます。まずはお礼まで差し上げさせていただければ幸いです。

大きく3点お話しさせていただきたいと思います。1点目はこの電力マスタープランが今回カテゴリBで、通常のAと違って助言の対象になっていないと。これはガイドライン上のそういった分類

方法が、要はいろいろ課題があると感じてはいるんですが、それは今回の趣旨ではないので置いておくとしても、通常の電力案件、特に代替案検討なんかを見ますと、結局電源の選択についてはほとんど代替案検討ができない状況でして、ほぼロケーションとかレイアウトとか、そういった部分でしか代替案の検討が実質的にはできていないというのは日々これまで課題として感じておりました、この電源選択については、やはりマスタープランできちんと検討をしていく必要があるのではないかとということがまず今回取り上げさせていただいた背景の一つとしてあります。

2点目として、今回のマスタープランのコンセプトペーパーのような現地のステークホルダーに配布されている資料というのを拝見した段階で、様々な問題を私としては感じておりました、例えば現在推奨となっているシナリオが2070年頃のネットゼロを目指すものであるということが一つ、これがそもそもパリ協定の1.5度目標に整合しているのかということが大きな疑問であるという点があります。

それから、再エネのシナリオの想定についても、以前この委員会でも議論されたマタバリフェーズ2の中で将来の再エネのシナリオというのが推定されているんですが、それよりも過小評価をされているということで、本来であれば日本政府の方針としては再エネを最大限導入するという支援を行っていくべきであるのに、これまでのJICAの調査よりも少ない見積りをされているという点があります。

さらに、現在日本政府の中でグリーントランスフォーメーションということでアンモニア混焼技術であるとか様々な技術革新というのを目指されているということは理解しているんですが、日本政府が目指しているロードマップよりもさらに前倒しをしたような、やや楽観的なGX技術の想定シナリオになっているということで、果たしてこれは実現可能性があるのかというところで、大きく分けてこの3点が私の現在のところ感じている内容についての疑問です。

これらは9月末に個別にJICAの担当者ともお話しさせていただいたんですが、いまだに私の中で腑に落ちているというか明確な根拠に基づいた回答というのはいただけていないのかなという印象を持っております。

3点目は、このカテゴリBの案件をスケジュールを基に委員会で拒否していいのかというところの問題があるかと思えます。カテゴリBについては、もともと助言委員会というのはスケジュールの中に入っていないと。ただ、必要であればこういった形で委員会の中で提案し、助言対象にできるということなのであれば、当然ながらそういった対象案件になればスケジュールを後ろ倒しすることが必要なプロセスであるというふうに思っております。この案件について、じゃあ今が適切なのか、それとももっと前に議論すればよかったのかということを考えてみますと、やはりきちんとドラフトが出た段階、先日個別に議論させていただいた段階でもまだ明確な根拠というのはいただけていなかったものですから、つまりこのマスタープランのドラフトの段階がまさに助言対象として議論すべき段階であるというふうに認識をしていますので、じゃあもっと早く言えばよかったのかというと、そうではないかなというふうに考えております。

以上で私の説明を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、まず大前提として、今回ガイドラインも新しく変わっておりますけれども、事業の全体のプロセスにわたってステークホルダーの皆さんからご意見をいただくということ、これ自身は

手続として確保していく必要があるということは前提でございます。ただ、問題は助言委員会においてワーキンググループを設置するかということは全体の協議とはまたちょっと違う手続がございますので、本日ご意見をいただくのは助言委員会としてワーキンググループを設置し、助言対象とするか委員の皆様のご意見をいただきたいというふうに考えております。自由に少しご発言をいただきたいと思いますので、ご意見のある方はサインを送っていただけますでしょうか。

こういったご発言でも結構です。論点としては、ご議論いただきたい点は助言対象とする、つまりワーキンググループをこの段階で設置するか否かというところが究極の論点でございます。自由にご発言いただきたいと思います。よろしくお願いします。

鋤柄委員ですね。どうぞお願いします。

○鋤柄委員 鋤柄です。

少々基本的なことになってしまっていて大変申しわけないんですが、ここで策定されたマスタープランには、先ほどのご説明では個別プロジェクトは含まれないというお話でした。一方で田辺委員からのご説明では、個別プロジェクトになった段階では既に電源の選択とかいったようなものが代替案として検討されにくい、そういう状況になるということは確かにそうだと思います。その時その段階で、個別プロジェクトになった段階で、電源の選択等も含めて代替案を考えてマスタープランそのものへフィードバックしていく、そういうことは通常の場合可能でしょうか。そこを教えてください。それが質問です。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。後ほどまとめて佐藤さんのほうでいただきますので、山岡委員、お願いします。

○山岡委員 山岡です。

私もプロジェクトマネジャーとしてインドネシア、ミャンマー等の電力マスタープランを策定した経験がございます。確かに再生エネルギーというのはどういうふうに将来見込むのかというのは今も難しい状況かと思いますが、パリ協定等を踏まえると、やはり現状ではまずいので、より増やしていくというのが一つのトレンドですし、環境側から見ると、そういう意見が出ると思います。

ただ、電力マスタープランにつきましては、上位計画としてこれは一次エネルギーがあるわけですね。今回は統合されているようですけれども、通常ですと上位にエネルギーマスタープランがあって、その下に電力マスタープランがあるような位置づけだと思います。どうしてもエネルギーの問題というのは国家としても重要です。経済と現実的な技術の問題、それプラス環境、こういうものを総合的に考えて国家の電力マスタープランを策定しますので、そういう意味では環境だけの視点から取り入れて、それがベストというシナリオは作りにくいという状況だと思います。

今回のJICAのご説明を聞いてもちょうど中庸といいますか、従来よりは環境側に配慮した全体計画になっているというふうなご説明でしたから、どうしてもそういうところに落ち着くのではないのかなというふうに思います。特にバングラデシュも日本以上になかなか再生可能エネルギー、風力とか地熱とかそういうものは取り入れにくいんだろうなと思います。太陽光をどれだけ入れられるのかなみたいなところが問題かなというふうに思います。もう一つは国際系統連系を通常こういうときには考えまして、この場合ですと、例えばインドの再生可能エネルギーを増やして、それを国際連携でバングラデシュに持ってくるような案もこの中で考えられているのかどうか分かりませんが、そういうのも一つの案としてはあるのかなというふうに思います。いずれにしても、なか

なか現状を見ますと、これはもう12月で最終ですから、この段階で確かに環境サイドからより厳しい意見が出て、なかなかこれでバングラデシュ政府がそれに対して対応する状況というのは難しいのではないのかなと思います。

従って、環境社会配慮側から委員会を開くということは案だとは思いますが、それを基にJICAを通じてまた相手側政府に提案しても、なかなかじゃあそれで方針を変えるということは難しいのではないのかなと思います。それでもやはり提言するということに意味があるというのであれば、委員会を開くというのも一案かなというふうに考えます。

ちょっと長くなりましたが、私の意見です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、電源の選択について個別のプロジェクトの段階などといったときに議論ができるかという点がありますので、後ほどご説明いただきますので、東委員、聞こえますか。

○東委員 はい。聞こえます。東です。

○原嶋委員長 ちょっと声を大きめにお願いします。

○東委員 ちょっとJICAのほうに質問です。ここまで急ぐというのは、やはり中国の援助の動向とかは関係あるのでしょうか。やはりバングラデシュは中国の一带一路の中になんかなり組み込まれていますので、中国がまさに環境に配慮しないような案を出したときの対抗策と、そういうODA全体の意向があるのでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。委員からのご質問は多分審査部のほうでもいいのかもしれませんが、ちょっと手分けして今お三方、山岡委員のご意見はおおむねコメントかと思えますけれども、とりわけ鋤柄委員からのご質問と東委員からのご質問、手分けして審査部のほうと佐藤さんのほうで。特に電源選択についての問題ですね。

○高橋 事務局からお答えさせていただきます。

まず、田辺委員からご指摘いただいた代替案について、個別案件形成の段階では異なるエネルギーを含めた代替案の検討ができないので、マスタープランの段階で代替案をしっかりと検討する必要があるとのご指摘であったと思います。その点はご指摘のとおりと思います。

しかし、代替案の検討というのは、エネルギーだけではなくと思います。例えば、立地や周辺の環境など、さまざまなポイントを踏まえて検討しているものであり、エネルギー源として例えばガスがいい、石炭がいい、太陽光がいい、そういったことだけを踏まえて代替案の検討をしているわけではないので、結論としては全ての代替案でエネルギー源がガスとされているということはあると思いますけれども、私どもが目指す代替案というのは必ずしもエネルギー源だけではなく、ラオス案件でもご指摘いただいたような経済評価、事業評価全般を考えて代替案を検討していくということだと思っています。

あと、ここは事務局としての意見ではないですが、通常マスタープランにおいてまさに需要を踏まえてエネルギーの供給をどのような供給源に基づき対応するか決定し、個別のプロジェクトが検討される流れになっていると思います。しっかりとした計画を持っている政府であれば、そのマスタープランで示された指針に基づき個別のプロジェクトの形成が進んでいくものだと思います。

取り急ぎその点について私からは以上でございます。

○原嶋委員長 あと、東委員からのご指摘の点、佐藤さんですか、どなたですか。

○佐藤 担当課の佐藤から回答を申し上げます。

中国の援助との関係というところにつきましては、特段そのような状況だからという話は入ってきておりませんというのが事実関係として申し上げたいと思います。また、別のご質問で系統連系についてもきちんと考えるべきと。ご指摘の点はごもっともでして、本マスタープランにおきましてもどれぐらいほかの国からの融通、これについて考え得るのかということは考慮して検討してきております。

ちなみにバングラデシュにとりましては、ネパールですとかあちらの山岳地域、水力による電力がございますので、そういった意味で排出量の観点からもそちらからの連携、他方でインドを経由してくる必要があるとか様々な制約条件がございますけれども、そういったものをきちんと考えましようということでシナリオの中にも組み込んでございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、田辺委員からもありますけれども、まず石田委員、ちょっと順番が逆で申しわけないです。石田委員、聞こえますか。ご意見どうぞ。

○石田委員 質問が遅くなってすみません。私は質問というか事実確認に近いんですが、ステークホルダー協議のところで、スライドでは7ですね。これは政府関係者、各省、それから、有識者、NGO、地域住民というふうになっていますけれども、ちょっと確認させていただきたいのは、これはかなり上流の計画だと思うんです、エネルギー政策、電源開発と。その上流の政策に地域住民をどういうふうにステークホルダー協議に主体的に関与することができるのかなと。NGOならすごい専門知識とかいろいろあるでしょうけれども、地域住民をお呼びしてどういう役割を期待されたのかというところが1点と、もう1点はシナリオの中の3つ目にネットゼロシナリオがあるということではパリ協定を当然意識されていて、CO₂排出の削減ということも非常に先進的に捉えているのかあるいは健全なバランスを捕りつつ進めたい、という風などっかわかりませんが、とにかくそれはかなり強く意識されているんだなという印象を受けましたけれども、そうすると、その場合、日本とバングラデシュ政府だけじゃなくてIFCとか世銀とかADBとか、日本と同じようなレベルでドナーをして世界的な政策を追いかけている人たちの参加がないとちょっと片手落ちなんじゃないかなという気がするんですが、その2点です。

以上です。

○原嶋委員長 田辺委員、聞こえますか。補足が何かありましたらどうぞ。

○田辺委員 質問を1点させていただきたいんですが、バングラデシュ政府がここまで急いでいる理由をお聞きしたいんですが、お願いします。

○原嶋委員長

じゃあ石田委員からのご質問2点と今、田辺委員からのご指摘の点、佐藤さん、お願いしていいですか。

○佐藤 ステークホルダー協議についてですけれども、地域住民と書きましたのが申しわけございません。地域住民と具体的にどこかの地域の住民ということは、今回においては対象としておらず、それがこのように記載されておったところはおわび申し上げます。地域住民の声というものを代表

し得る市民組織、NGOというところにお声がけをしてご意見を伺っているということで実施してございます。また、他方ここに漏れているものとしてご指摘がありましたドナー関係ですね。ドナーに対してもお声がけをしてご意見は頂戴しておるところでございます。

また、スケジュールについてですけれども、特段政治的なもので非常に急いでいるというようなことが入ってきて、先ほどの中国との関係とかそういう話は特にございませんで、他方で来年の彼らが予定しているスケジュールにしっかりと合わせてもらえないと、ほかのスケジュールがあるので、そこまでにはしっかりとやってほしいというようなご意見はありました。

以上です。

○原嶋委員長 確認ですけれども、スケジュールは特に急いでいるというよりは当初の予定どおりのスケジュールで淡々と進んでいるという理解でよろしいのでしょうか。

○佐藤 一つ先方政府から言われていますのは、ドナー関係ですね。JICAのみならず、先ほどもご指摘ありましたように各国ドナーともいろいろ協議しながら電力セクター、エネルギーセクターについてもバングラデシュ政府としてもいろいろ計画を立てているところと理解しておりまして、そのドナーからも非常に注目されているプロジェクトで、根幹をなすプランが決まらないとほかのところは全く動けないということになりますので、そういった観点からもこのスケジュールは必ずという強い要望が出てきているものと理解をしております。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

貝増委員、聞こえますか。

○貝増委員 はい。

○原嶋委員長 お願いします。

○貝増委員 質問というか、先ほどお答えをおっしゃったんですけれども、私はスリランカで電力セクターを担当していて、向こうのカウンターパート機関のほうで援助調整の月1回とかという形で会議をしてコーディネーションをやっていたんですけれども、例えばそこでADBだとかほかのドナーの人たちも来て、それでいろいろ話をしたんですけれども、そういう流れから今回のマスタープランのスケジュールをお互いの合意の上で作成したうえで、それでこういうことでやりましょうということで、合意の上ということですよということをちょっと確認したくて質問させていただきました。

○原嶋委員長 佐藤さん、いかがですか。

○佐藤 よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞ。

○佐藤 今ご指摘の点ですけれども、ドナー会合でそのように議論をしていということは必ずしも該当しませんけれども、各ドナーも注目していて、それに基づいていろいろと検討していると。バングラ政府側から特にこの点は強く話がございました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

あと、先ほど田辺委員からご指摘のありました手続的な点でございますけれども、B案件を助言対象にするということは当然ルール上あるわけですが、じゃあ無期限にそれをする事ができるかという、その前提としては事業そのものが通常の事業であればワーキンググループなどを設置するようなタイミングということを想定しておりますので、極端なことを言えば事業そのもの

が終わった後に、じゃあこれは助言の対象に戻せと言われてもそれはなかなか現実的には難しいので、無期限・無制限にB案件を助言対象にするということにはなかなかならないかと思います。

この点、審査部のほうはいかがですか。設置要項はそれほど細かく書いてありませんけれども、無期限ということではなくて暗黙の前提としては、通常の事業であればワーキンググループが設置されるタイミングを想定しているというように理解しておりますけれども、いかがでしょうか。小島さんかな。

○高橋 高橋から回答させていただきます。

やはり、無期限というのはなかなか難しいと思います。我々も相手国政府との信頼関係で仕事をしている手前、助言委員会からこういったご提案をいただいたので、相手国政府に対しマスタープランの仕事を例えばもう1年延長したいというわけにもいかないため、この点をご理解いただけますと幸いです。

マスタープランの助言委員会における対応について、円借款と同様ですが、スコーピングの段階でまず助言委員会を付議させていただいて、計画が完成したDFRの段階でもう一度付議させていただく手続を取らせていただいていると思います。助言委員会については非常に重要な機能であると考えておりスコーピングの段階でしっかり助言いただいたものを踏まえてステークホルダー協議に臨むというのが本来あるべき姿だろうと思っております。

今回、カテゴリBと判断させていただき助言委員会の対象に含めず案件を実施しており、現状ステークホルダー協議も既に2回終わっている状況も考慮しますと、これから新しい助言を頂戴したときにどういった対応ができるのかということについて事業部として懸念を持っており、私ども事務局としても共有するところです。

以上でございます。

○原嶋委員長 田辺委員、どうぞご発言をお願いします。

○田辺委員 ありがとうございます。私は何も無期限で延ばせということを申し上げているわけじゃなくて、通常カテゴリB案件というのは、こういったワーキンググループのスケジュールは当初想定されていないわけなので、ワーキンググループを入れるということは必然的にスケジュールが延びるということになるだろうと。もしそういったことが不可能なのであれば、そもそもガイドラインのカテゴリB案件の規定が空文化してしまうのではないかという懸念を持っているということを申し上げさせていただいた次第です。

それから、今高橋さんから通常2回あるというお話はあったわけですが、通常であればドラフトファイナルレポートの助言の段階というのがまさに今なのではないかということではないかと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

石田委員、どうぞ。

○石田委員 すみません。2回目の登場になりますけれども、お話を伺っていてシナリオが技術発展シナリオ、ATSに今のところ、そこに向かって採用されそうだということは伺って、その中で先進技術導入が進むシナリオ、この先進技術導入というのはひょっとしたら先ほど説明があったのかもしれませんけれども、何の技術なのかをちょっと教えていただきたいということと、それから、

バランスの取れた将来シナリオという言い方が何かどうしても気になるんですね。そうおっしゃることは恐らく電力を確保しつつ、発展に必要な電力を確保しつつ、いわゆるパリ協定もにらみつつ環境を守ると、そういうバランスだと思うんですけれどもね。だとすれば田辺委員が提案しているようなことも合わせて、このスライドだけで何か委員会を開くとか開かないということを決めていくのはとても難しい気がするんです。もう少しディテールを教えていただけないかなと思います。そのディテールを知りたいのは、まず先進技術導入というのはどんな先進技術導入なのでしょうかというところを質問させてください。

以上です。

○原嶋委員長 佐藤さん、手短にお願いしていいでしょうか。

○佐藤 ありがとうございます。先進技術の導入というところですけども、わかりやすいところで申し上げますと、アンモニアの混焼、それから、水素の混焼、そして、将来的には専焼していくというような話、あるいはCCSと呼ばれていますけれども、CO₂を地下に貯留するというようなものを組み合わせた形で実施する発電というようなこと、こういったところになります。

○原嶋委員長 石田委員、いかがでしょうか。

○石田委員 わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

いろいろお考えがあらうかと思えますけれども、スケジュールだけの問題ではないんでしょうけれども、ご意見をいろいろ頂戴するということ自身は当然全てのプロセスにおいて意味ある協議をするということが前提でございますので、妨げるものではありません。けれども、助言委員会という組織体としてワーキンググループを設置するかしないかということは全体の意義ある協議の一部であらうかと思えますけれども、それとは若干違う要素を考える必要がありますので、ちょっと先ほど田辺委員からもありましたけれども、事業そのものをあえて後ろ倒しするということであれば、それなりの決定的な欠点とか問題点があればということでしょう。要はプロセスを全部戻すということになりますので、かなり重大な影響がありますので、助言委員会という組織体としては慎重になる必要があるというふうに私個人としては考えています。ご意見がありましたら頂戴できますでしょうか。

あと、審査部のほうにお聞きしたいんですけれども、もしこのマスタープランによって現地の住民の方が深刻な被害を受ける可能性が出るようなことがあれば、異議申立の手段の対象にはなり得るんでしょうか。審査部のほうでちょっとご意見をお願いします。

○小島 ロジックとしてはあり得るんですけれども、きっとこの後、何か大きな事業を実施する際には改めて調査を行うというのだと思います。その際にさらにきちんと配慮されない上で事業が実施されて被害の出る方がおられるということであれば、当然異議申立になると思います。なので、ポイントはこのマスタープラン完成後に何か調査あるいは適切な配慮がなされずに事業化されるかどうかというところが異議申立の対象になるかどうかというポイントじゃないかなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。そういうことで、まずプロセスを戻すということであれば、それなりの決定的な問題点とか、あるいは具体的に何か明白な被害が出るとか、そういったかなり重要なことを確認するということがやはり必要で、いろいろなご意見をいただくということと協議

をするということは問題ないんですけれども、助言委員会としてワーキンググループを設置することにはちょっと慎重になるべきだという感じをしております。

あと、じゃあといって何もできないかという、今小島課長からもありましたけれども、もし本件でいろいろ問題が出てきたというときには、個別事業の段階あるいはもし具体化の可能性があれば、一応JICAの全体のプロセスとしてはアカウンタビリティの仕組みとしては異議申立の手續ということもあり得るということも準備されていると、そういう前提の中でここであえて助言の対象とするかしないかということが一つ論点でございます。

今これはどなたでしょうか。

○佐藤 佐藤でございます。発言よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞお願いします。

○佐藤 田辺委員から冒頭いただいたコメントについて発言させていただければと思います。

1点目、パリ協定に対してこのマスタープランが整合していると考えられるのかという点についてなんですけれども、バングラデシュ政府はパリ協定に基づいてNDCという計画を提出してございます。今盛んに議論されていますATSという推奨シナリオ、ここにおける2030年のCO₂排出量はNDCで定めています条件付のターゲットですね。つまりはNDCで定めているターゲット、これを十分に満たすものというところで設定してあることを確認してございます。つまりこのマスタープランはNDCに照らしましても、十分に野心的なものになっているというふうに考えてございます。

また、そもそもNDCのほかにネットゼロについて2070年目標ですとか、どのあたりにネットゼロの目標を立てるのが望ましいのかといったようなご議論もあるのかもしれないんですけれども、そういったネットゼロ宣言をするか否かとか、最終的にどのような移行計画とするかというのを決定するのはバングラデシュ政府なんだろうなというふうに考えておりまして、他方でこのマスタープランの支援を実施する過程でネットゼロシナリオを先ほどお示ししましたけれども、そういったネットゼロシナリオを含めた計画ですとか、それを実現するためのあらゆる新技術のオプション、先ほどの水素ですとかアンモニアを含めてですけれども、こういったものを提示することによりまして、バングラデシュ政府内での議論を促すということが重要なと考えておりまして、本プロジェクトによる支援を通じてこれまでそういった議論を積み重ねてきているという認識でおりますというのが1点目についての回答となります。

また、2点目、3点目、再エネの導入の想定あるいは先ほどの日本政府よりも前倒しの想定になっていますねというようなコメント、この点もステークホルダー協議においていろんな方からいろんなご議論をいただきまして、ご意見を頂戴しております。そこでいただいた意見を踏まえて、まさにバングラデシュ政府内で現在最終的にどのように対応するのかということは議論をしている最中でして、その結論についてはまたコメントを踏まえまして、きちんとバングラデシュ政府内で議論がされているという状況ということを申し添えさせていただきます。

以上です。

○原嶋委員長 田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 今のコメントに関しまして1点だけコメントさせていただければと思うんですが、今年開かれたG7の約束の中では、化石燃料事業へ支援する場合において1.5度目標と整合的である国に対してのみそういった新規の化石燃料事業支援を行えるという約束がなされておりまして、パリ

協定のNDCとの比較ではなくて、1.5度目標との比較、そういった1.5度目標と整合した計画を持っている国のみが対象になるという理解でおりますので、今のご回答はやや不十分じゃないかというふうに理解しております。

○原嶋委員長 ありがとうございます。ちょっとその点はここでのあれではないので、そうすると日本もちょっと危ないような感じがするんですけども、田辺さん、いかがですか。

○田辺委員 その文字どおり考えれば日本も危ないという理解でおります。

○原嶋委員長 わかりました。

COPの決定の問題についてはちょっとここでその性質について議論するのはあれですけども、簡単に言いますと、田辺委員のご趣旨からいうと、プロセスを戻すあるいは後ろ倒しにするということになるわけですけども、それだけの決定的な欠点といいますか、今回のマスタープランのドラフトにそれだけの決定的な欠点あるいは問題点があるかどうかというのは、そこはちょっといろいろご意見はあると思いますけれども、決定的な欠点ないし問題点、田辺委員、いかがですか。

○田辺委員 何をもって決定的な欠点かというのは多分人それぞれの解釈になるかなと思いますので、私自身は先ほど挙げた点というのは決定的な問題だというふうに理解しておりますが、ただ、結局今回仮にこのカテゴリBにおいて決定的な問題がないとスケジュールを変更することができないということになると、我々委員としては必ずしもこのドラフトを詳細まで今回見ているわけではないので、そういった限られた情報の中で決定的な問題点を示さない限りスケジュールが、そもそもカテゴリB案件が扱えないという状況になるのは、そういった判例を作ってしまうというのは非常に残念というか、私の中ではやや腑に落ちるものではないということです。

以上です。

○原嶋委員長 わかりました。決定的という言葉にはあれですけども、何かそれなりの根拠はご説明する必要があると思いますので、そういう言葉を使いましたけれども、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。もう少しタイミングが早ければ進め方も違ったと思うんですけども、全体のプロセスを後戻しすることによるデメリットといいますか、コストというのも当然出てまいりますし、この事業そのものは先ほどありましたけれども、マスタープランということで個別事業がもし実施されればF/SあるいはDDとかいろんな形でJICAが関与すればガイドラインでの関与も出てくると思いますので、そこでのまた議論は出てくると思います。こういう状況の中で助言の対象とするかしないかというところが究極の今日の議論すべきことということになりますけれども、いかがでしょうか。

鋤柄委員、どうぞ。

○鋤柄委員 いろいろご説明等ありがとうございます。お話をお伺いしていて、例えば半年なり何なり後ろへ延ばすのは相当難しそうで、かなり不可能に近いということはわかりました。なので、ちょっとワーキングを立ててというのは難しいのかなという印象を持っています。

その上で、これは審査部のほうへお願いといいますかコメントなんですが、先ほどの冒頭のラオスの風力でもありましたけれども、やはり上位計画が決まってしまうと、それに基づいて実際のプロジェクトをやっていく際の選択肢がとても狭くなる。さっき高橋課長もおっしゃっておられましたけれども、しっかりした計画に基づいていけば選択肢はより少なくなってくるというのは当然ですけども、より負の影響を少なくして実際のプロジェクトを進めていく上での選択肢を増やすと

いう点でも、こういった上位計画策定に関する案件はなるべく委員会の対象となるようにご考慮いただけませんか。これはお願いです。

以上です。

○原嶋委員長 大変重要なご指摘、ありがとうございます。今のカテゴリ分類の運用について、高橋課長、何かご意見があれば。

○高橋 鋤柄委員のご指摘は、非常に重要なポイントであると考えております。私どももカテゴリ分類の決定に当たっては、杓子定規に政策レベルの話であるためカテゴリBと決めているわけではなく、環境社会影響が大きいセクターか、影響を受けやすい特性があるかなどといった基準も加味し運用しております。本日は新たな方針をお示しすることはできませんけれども、いただいたご意見については内部でも検討して対応していきたいと思っております。

○原嶋委員長 そうですね。今の点はとても重要な点でございますので、少し研究が必要だと思っております。

あと、佐藤さん、田辺委員からはいろいろご懸念の点があって、そのご懸念にも大変うなずける点もあろうかと思っておりますけれども、今後、田辺委員などが、助言委員ということ、あるいは場合によっては個人ということ、あるいは専門家ということかもしれませんけれども、そういった外部のステークホルダーの方々からのご意見には今後も継続して受け入れていただけるようなことはできるでしょうか。佐藤さん、いかがでしょうか。

○佐藤 ありがとうございます。田辺委員からのご指摘は、引き続き然るべきタイミングでまたご説明したうえでご意見を伺うと、このプロセスは続けさせていただければと存じます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。率直に言いまして、この段階でプロセス全体を後戻しするということの決定的な理由といたしますか、なかなかそこで合意が見いだせないという感じがしております。田辺委員のご懸念はうなずける部分がございますので、引き続き意義ある協議ということで担当の事業部からも情報提供など、あるいはご説明などをいただくようなことは引き続きやっていただく。あるいはもっと問題が起これば、これはもう先ほど出ていましたけれども、異議申立審査役のご判断などに委ねるようなことも出てくるかもしれませんけれども、ここのところはなかなか慎重にならざるを得ないというふうに私自身は思っております。

もしご意見がありましたら、そうではないというご意見も含めて遠慮なくご意見いただきたいと思っております。田辺委員もどうぞご自由に。

田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 かなり長い時間をかけていただき、ありがとうございます。先ほど来申し上げている通りで、私自身としては残念ではありますが、委員長の懸念も理解しますので、今回は別途個別に引き続き対話をさせていただければというふうに思っています。

○原嶋委員長 山岡委員、どうぞ。

○山岡委員 私の経験からももう一回申し上げるんですが、ちょっと間違ったところがあったらまたご指摘いただければと思います。

マスタープラン自体は、これはJICA、日本側が作って、最終的な承認というのはやっぱり相手国政府が電力マスタープランについては最終化する、決定するものだと思います。従って、今回も3

つほど大きなシナリオがありましたので、それを踏まえて最終的にバングラ政府が最終化するものだと思います。

今ご懸念の環境に対して、どうしてもこの委員会ですと環境配慮が中心になりますけれども、そういうものは3つのシナリオの一番環境配慮型のところにはかなり入っているのではないのかなというふうに思います。この委員会の位置づけですと、やはり環境負荷に対してできるだけ低減するというようなことになると思いますので、全体の大きなシナリオの中で環境に対して提言をしていくという位置づけになるのかなと思います。

そういう意味では、ちょっと今回このマスタープランは相当最終段階に来ていますので、ここは全体の流れから見ると、今からというのはちょっと遅過ぎるかなという感じがしますがけれども、今後やはりどこの国のマスタープランも同じような状況が発生すると思いますので、先ほどからご意見が出ていますように、電力のマスタープランについては今後この委員会でも対象にするというような、そういう方針を考えてもいいのかなというふうには思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、遠慮なく、ちょっと時間があれですけれども、ご発言ください。

今回については、助言委員会という組織体としてワーキンググループを設置するという点については慎重にならざるを得ないと考えております。しかしながら、今議論の中でご指摘ありましたけれども、電源の選択に関わるマスタープランのカテゴリ分類の在り方については、もう一度審査部のほうでご検討いただくということと、個別のご意見については引き続き事業部のほうで対話を続けていただくと、この二つについては必須でお願いしたいと思っております。

こういった形での今のところの到達点としてはこういうところではないかなと思いますけれども、ご意見がありましたら頂戴します。どうぞ遠慮なくご発言ください。

特にないようでしたら、繰り返しになりますけれども、今回田辺委員から大変貴重なご提案をいただきまして、その中での問題点として先ほど申し上げましたけれども、電源選択に関わるマスタープランの問題、あと、これはもう新しいガイドラインで設けておりますけれども、全てのプロセスを通して対話を続けるということで引き続き田辺委員といたしますか、田辺さんからのいろいろなご意見については耳を傾けていただくということを前提に今回のご提案については設置を見送るということにさせていただきたいと思っておりますけれども、ご意見ありましたら頂戴しますので、ちょっと最後になりますけれども、遠慮なくご意見ください。反論も含めて結構ですので、頂戴できればと思っています。

貝増委員、どうぞ。

○貝増委員 私も原嶋先生のご意見、コメントのほうで全く同意します。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、そういう形、あとご意見がありましたらあれですけれども、特にこれではなければ今回の助言対象とするか否かということにつきましては、今申し上げたような形での結論ということにさせていただきたいと思います。

田辺委員には大変恐縮でございますけれども、引き続き事業部のほうは対話の窓口といたしますか、対話の道を開いていただいているということでありますし、マスタープランのカテゴリ分類については少し検討していただくということは、今回の宿題としてお願いするということでご容赦いただき

と思います。田辺委員、大変恐縮ですけれども、ご了解いただけますでしょうか。

○田辺委員 承知しました。ご検討いただき、ありがとうございました。

○原嶋委員長 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。ちょっと時間が押してしまって大変恐縮ですけれども。JICAの側、何か受止めはありますか。

○高橋 この度、田辺委員のご提案についてご趣旨に沿えず申し訳ありません本日いただいたご意見は内部でこういった対応が可能か検討してまいります。

また、引き続きステークホルダーとの対話は非常に重要な 이슈であると認識しておりますので、そちらは事業部が対応してまいります。よろしくお願いします。

○小島 小島から補足させていただきます。すみません。

JICAの中で今要望調査というプロセスをやっていて、いろんな相手国から要請書を受け付けて、それを採択するかどうかというプロセスです。その後、採択されたものについてはカテゴリ分類を情報公開しております。これはガイドラインに基づく対応をしております。非常に見にくい、かつたくさんある中ではあるんですけれども、そのようなところでカテゴリBあるいはカテゴリCとなっているものの案件は見つけることができます。それにおいて、気になるものについては問い合わせいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

田辺委員のご指摘の中で、カテゴリBについて一部案件は助言委員会に付議ができるはずだということになっていて、多分その案件について一体どうやって知る機会があるんだというようなことも書かれていたんじゃないかなと思います。カテゴリ分類については、既存の実施中の案件については全て公開しておりますので、その点、もしよろしければホームページをご覧くださいと思います。

小島からは以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、ちょっと時間も押しておりますので、今回につきましてはそういう形での結論ということでご了承いただけますでしょうか。

長い時間頂戴しまして、どうもありがとうございました。田辺委員には今後も積極的なご提案をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ちょっと時間が押しておりますので、8番目ですね。スケジュール確認ですか。お願いしていいですか。

○小島 次回は142回、11月7日月曜日、午後2時から開催します。全体会合もそうですけれども、ワーキンググループの予定が秋になって立て込んでいますので、皆さんどうぞよろしくお願いします。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、最後になりますけれども、何かご発言ございましたら遠慮なくいただけますでしょうか。

今日ご発言いただいていないのは林副委員長ですかね。よろしいですか。

それでは、ちょっと時間が押してしまって大変申しわけございませんでした。

それでは、これをもって第141回の全体会合をこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

17:16 閉会